

第115回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2019年6月24日（月） 午前10時

会場

グランドニッコー東京 台場
地下1階「パレロワイヤル」

ご来場の際は、裏表紙のご案内図をご参照ください。

目次

| | |
|---|-----|
| 株主の皆様へ | 1 |
| 定時株主総会招集ご通知 | 2 |
| 議案 取締役10名選任の件 | |
| 株主総会参考書類 | 5 |
| (添付書類) | |
| 事業報告 | |
| Ⅰ. 野村グループの現況に関する事項 | 19 |
| Ⅱ. 株式に関する事項 | 30 |
| Ⅲ. 新株予約権等に関する事項 | 31 |
| Ⅳ. 会社役員に関する事項 | 33 |
| Ⅴ. 会計監査人に関する事項 | 38 |
| Ⅵ. 業務の適正を確保するための体制等の 整備についての決議の内容および 当該体制の運用状況の概要 | 39 |
| 連結貸借対照表 | 46 |
| 連結損益計算書 | 47 |
| 連結資本勘定変動表 | 47 |
| 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告 | 48 |
| 連結計算書類に係る監査委員会の監査報告 | 49 |
| 貸借対照表 | 50 |
| 損益計算書 | 50 |
| 株主資本等変動計算書 | 51 |
| 会計監査人の会計監査報告 | 52 |
| 監査委員会の監査報告 | 53 |
| TOPICS | 55 |
| 株主メモ | 57 |
| 株主総会会場のご案内 | 裏表紙 |

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当期は、米中通商摩擦をはじめとする不透明な市場環境等により、世界経済の下振れが懸念され、投資家のリスク回避姿勢が強まりました。株式市場においては、日経平均が12月には2万円を割り込む等、振れ幅の大きな場面もありました。また、債券市場においては、顧客アクティビティが低下し、全般として難しいマーケット環境が続きました。さらに直近では、当社を取り巻くビジネス環境といえる3つのメガトレンド「伝統的投資銀行ビジネスモデルの崩壊」、「デジタルイノベーションの進展」、「少子高齢化による人口動態の変化」が顕在化しつつあるといえます。

当社は、こうしたメガトレンドを踏まえて、先般、第3四半期の決算において、10年前に買収したホールセールビジネスのプラットフォームであるインスティテュートやリーマン・ブラザーズに関連するのれんを減損処理したことに加えまして、リーマンショック前後の取引事案に係る訴訟の法的費用等、過去からの負の遺産を一括して清算することといたしました。

この結果、当期の収益合計（金融費用控除後）は1兆1,168億円、税前損失は377億円、当期純損失は1,004億円という大変厳しい決算となりました。株主の皆様には心よりお詫び申し上げます。

なお、配当につきましては、株主の皆様の期待に少しでもお応えすべく、年間の配当金額を1株につき6円とさせていただきます。

2019年4月、顕在化しつつあるメガトレンドを踏まえて、抜本的なビジネス・プラットフォームの再構築を行うことを発表いたしました。一日も早く、元の成長軌道に戻すべく、グループ一丸となり、ビジネス・プラットフォームの再構築を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも倍旧のご支援、ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2019年5月



取締役 兼 代表執行役社長
グループCEO

永井 浩二



株主各位

(証券コード 8604)

2019年5月31日

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

野村ホールディングス株式会社

取締役兼代表執行役社長
グループCEO 永井浩二

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結財務諸表

定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第115回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、同封の議決権行使書をご持参の上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、**書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができます**ので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、**2019年6月21日（金曜日）午後5時30分までに、同封の議決権行使書に賛否をご表示の上、当社に到着するよう折り返しお送りくださるか、4頁に記載の「議決権行使に関するご案内」をご参照の上、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬具

記

1. 日 時 2019年6月24日（月曜日） 午前10時

2. 場 所 東京都港区台場二丁目6番1号

グランドニッコー東京 台場 地下1階「パレロワイヤル」

※「パレロワイヤル」が満席となった場合、第二会場等をご案内いたしますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

ご来場の際は、裏表紙のご案内図をご参照ください。





3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第115期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容報告ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第115期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

議案 取締役10名選任の件

※議決権の行使に関する事項

- (1) 書面による議決権行使と電磁的方法による議決権行使を重複して行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効といたします。
- (2) 電磁的方法により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効といたします。
- (3) 代理人により議決権を行使される場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人とし、代理権を証明する書面を議決権行使書とあわせてご提出ください。

以上

◎ 次の事項につきましては、法令および当社定款第25条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nomuraholdings.com/jp/investor/shm/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には含まれておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査委員会および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の記載に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。



第115期剰余金の配当（期末）のお支払いについて

当社は、2019年4月25日開催の取締役会において、剰余金の配当（期末）を1株につき3円とし、2019年6月3日を支払開始日としてお支払いすることを決議いたしました。配当金のお受け取りに関しては、57頁の「株主メモ」をご覧ください。



議決権行使に関するご案内

インターネット（電磁的方法）による議決権行使のご案内

インターネットにより議決権行使を行う場合は、次の事項をご確認の上、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

1. ログインID・パスワードを入力する方法

- パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当社が指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」および「仮パスワード」をご入力ください。
- 仮パスワードを新しいパスワードに変更してください。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

2. QRコードを読み取る方法

同封の議決権行使書用紙の右下に記載された「QRコード」をスマートフォン端末で読み取ることで「ログインID」および「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回限り可能です。

再行使する場合は1の「ログインID・パスワードを入力する方法」をご確認ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- (1) 議決権行使は、株主総会前営業日<2019年6月21日（金曜日）>午後5時30分まで可能ですが、お早めにご行使くださいますようお願いいたします。
- (2) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株皆様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関するお問合せ
三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部（ヘルプデスク）
電話（受付 9：00～21：00） 0120-173-027（通話料無料）

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合は、上記のほか、当該プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役10名全員が任期満了になります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

10名の候補者のうち、社外取締役候補者は6名であり、執行役を兼務する予定の取締役候補者は、永井浩二および永松昌一の2名であります。

取締役候補者は次のとおりです。

<取締役候補者一覧>

| 候補者番号 | 氏名 | 担当 | 取締役会への出席状況 |
|-------|--|---------------------------------|---------------|
| 1 | 古賀 信行 重任 非業務執行取締役 | 取締役会長 指名委員（委員長） 報酬委員（委員長） | 100%（10回/10回） |
| 2 | 永井 浩二 重任 執行役兼務 | 代表執行役社長 グループCEO | 100%（10回/10回） |
| 3 | 永松 昌一 重任 執行役兼務 | 代表執行役副社長 | 100%（8回/8回） |
| 4 | 宮下 尚人 重任 非業務執行取締役 | 監査委員（常勤） | 100%（10回/10回） |
| 5 | 木村 宏 重任 社外取締役・独立役員 | 指名委員 報酬委員 | 100%（10回/10回） |
| 6 | 石村 和彦 重任 社外取締役・独立役員 | 指名委員 報酬委員 | 100%（8回/8回） |
| 7 | 島崎 憲明 重任 社外取締役・独立役員 | 監査委員（委員長） | 100%（10回/10回） |
| 8 | 園 マリ 重任 社外取締役・独立役員 | 監査委員 | 100%（10回/10回） |
| 9 | Michael Lim Choo San（マイケル・リム） 重任 社外取締役・独立役員 | | 100%（10回/10回） |
| 10 | Laura Simone Unger（ローラ・アンガー） 重任 社外取締役・独立役員 | | 100%（8回/8回） |



取締役会長
指名委員（委員長）
報酬委員（委員長）

非業務執行取締役

重任

取締役会への出席状況

10回／10回

指名委員会への出席状況

6回／6回

報酬委員会への出席状況

4回／4回

所有する当社株式数

普通株式 312,753株

1974年4月 当社入社
1995年6月 当社取締役
1999年4月 当社常務取締役
2000年6月 当社取締役副社長
2001年10月 当社取締役副社長（兼 野村証券(株)取締役副社長）
2003年4月 当社取締役社長（兼 野村証券(株)取締役社長）
2003年6月 当社取締役兼執行役社長（兼 野村証券(株)取締役兼執行役社長）
2008年4月 当社取締役兼代表執行役（兼 野村証券(株)取締役兼執行役会長）
2008年6月 野村証券(株)取締役兼執行役会長
2011年6月 当社取締役会長（兼 野村証券(株)取締役会長）
2017年4月 当社取締役会長（兼 野村証券(株)取締役）（現任）

重要な兼職状況

野村証券(株)取締役 神奈川開発観光(株)代表取締役社長

取締役候補者とした理由

同氏は、当社取締役社長、野村証券(株)取締役社長、日本証券業協会副会長等を歴任し、2011年6月より当社取締役会長を務めております。また、日本経済団体連合会審議員会議長を現任しております。

野村グループの業務および証券業界の慣習に精通した同氏が取締役会長として取締役会の議長を務めることにより、取締役会の議論の質を高め、取締役会が効果的かつ効率的に運営されることを期待し、取締役候補者としたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き指名委員（委員長）および報酬委員（委員長）を務める予定です。

同氏は、執行役を兼務せず、業務執行を行わない取締役であります。

注1：2001年10月、当社は持株会社に改組し、社名を野村証券株式会社から「野村ホールディングス株式会社」に改め、証券会社の営業は会社分割により新設した子会社の野村証券株式会社に承継いたしました。2001年10月以前の当社における略歴は、それ以前の証券会社における地位および担当を記載しております。

注2：2003年6月から、当社は、指名・報酬・監査の3委員会を置き、経営の監督機能と業務執行機能が制度的に分離されたガバナンス体制（指名委員会等設置会社）を採用しております。指名委員会等設置会社である当社の業務執行は執行役が行っており、執行役を兼務しない取締役（非業務執行取締役）はこれを行わず、主に監督機能を担っております。



代表執行役社長
グループCEO

執行役兼務

重任

取締役会への出席状況

10回／10回

所有する当社株式数

普通株式 285,000株

- 1981年 4月 当社入社
- 2003年 4月 野村証券(株)取締役
- 2003年 6月 同社執行役
- 2007年 4月 同社常務執行役
- 2008年10月 同社常務（執行役員）
- 2009年 4月 同社執行役兼専務（執行役員）
- 2011年 4月 同社Co-COO兼執行役副社長
- 2012年 4月 当社執行役員（兼 野村証券(株)取締役兼代表執行役社長）
- 2012年 8月 当社代表執行役グループCEO
（兼 野村証券(株)取締役兼代表執行役社長）
- 2013年 6月 当社取締役兼代表執行役グループCEO
（兼 野村証券(株)取締役兼代表執行役社長）
- 2017年 4月 当社取締役兼代表執行役社長グループCEO
（兼 野村証券(株)取締役会長）（現任）

重要な兼職状況

野村証券(株)取締役会長

取締役候補者とした理由

同氏は、野村証券(株)取締役兼代表執行役社長等を歴任し、現在は当社取締役兼代表執行役社長グループCEOを務めております。

当社の取締役会は、社外取締役を含めた大半が業務執行を行わない取締役によって構成されております。執行のトップが取締役を兼務することにより、取締役会が業務執行の状況や会社の状況を把握することが容易となり、より実効的な経営監督機能を発揮することを期待し、取締役候補者としていたしました。



代表執行役副社長

執行役兼務

重任

取締役会への出席状況

8回／8回

(取締役就任後に開催されたすべての取締役会に出席)

所有する当社株式数

普通株式 200,700株

- 1982年4月 当社入社
- 2004年4月 野村証券(株)執行役
- 2008年10月 当社執行役(兼 野村証券(株)執行役員)
- 2010年6月 当社常務(執行役員)(兼 野村証券(株)常務(執行役員))
- 2012年4月 野村証券(株)常務(執行役員)
- 2012年6月 同社代表執行役兼常務(執行役員)
- 2013年4月 当社執行役コーポレート統括
(兼 野村証券(株)執行役兼専務(執行役員))
- 2016年4月 当社執行役コーポレート統括
(兼 野村証券(株)代表執行役副社長)
- 2017年4月 当社代表執行役副社長コーポレート統括
(兼 野村証券(株)取締役)
- 2018年4月 当社代表執行役副社長(兼 野村証券(株)取締役)
- 2018年6月 当社取締役兼代表執行役副社長(兼 野村証券(株)取締役)
- 2019年4月 当社取締役兼代表執行役副社長(現任)

重要な兼職状況

該当なし

取締役候補者とした理由

同氏は、当社コーポレート統括や野村証券(株)代表執行役副社長等を歴任し、現在は当社取締役兼代表執行役副社長を務めております。

当社の取締役会は、社外取締役を含めた大半が業務執行を行わない取締役によって構成されております。執行のトップが取締役を兼務することにより、取締役会が業務執行の状況や会社の状況を把握することが容易となり、より実効的な経営監督機能を発揮することを期待し、取締役候補者としたしました。



監査委員（常勤）

非業務執行取締役

重任

取締役会への出席状況

10回／10回

監査委員会への出席状況

17回／17回

所有する当社株式数

普通株式 84,200株

- 1987年 7月 当社入社
- 1993年 6月 スイス・ユニオン銀行（現、UBS）入社
- 1996年 8月 バンカーズ・トラスト・アジア・セキュリティーズ Ltd.入社
- 1998年 4月 クレディ・スイス・ファースト・ボストン証券会社（東京支店）入社
- 1999年12月 日興シティグループ証券(株)（現、シティグループ証券(株)）入社
- 2005年 3月 同社執行役 内部管理統括責任者
- 2009年 7月 当社グループ・コンプライアンス部長
- 2012年 4月 当社執行役員 ホールセール・コンプライアンス・ヘッド
- 2012年 6月 当社執行役員 グループ・コンプライアンス統括責任者
（兼 野村証券(株)執行役員）
- 2013年 4月 当社執行役員 グループ・コンプライアンス統括責任者
（兼 野村証券(株)代表執行役 内部管理統括責任者）
- 2015年 4月 当社執行役員 コーポレート統括補佐
兼グループ・コンプライアンス統括責任者
（兼 野村証券(株)代表執行役兼常務（執行役員） 内部管理統括責任者）
- 2016年 4月 当社顧問
- 2016年 6月 当社取締役（現任）

重要な兼職状況

野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス(株)監査役

取締役候補者とした理由

同氏は、当社を含む複数の証券会社において長年法務・コンプライアンス業務に従事し、野村グループのコンプライアンス統括責任者を務めるなど、コンプライアンス分野における豊富な経験と知見を有しております。

同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き常勤の監査委員を務める予定であり、野村グループの業務に精通した同氏を加えることで、監査委員会による監査の実効性が高まることを期待し、取締役候補者としたしました。

同氏は、執行役を兼務せず、業務執行を行わない取締役であります。

【社外取締役候補者（候補者番号5～10）】

社外取締役候補者6名は、全員が当社の定める独立性基準を満たしております。
また、当社は、社外取締役候補者の全員を独立役員（㈱東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役）に指定しております。

（ご参考）野村ホールディングスの社外取締役「独立性基準」

当社の社外取締役は、野村グループに対する独立性を保つため、以下に定める要件を満たすものとする。

（1）本人が、現在または過去3年間において、以下に掲げる者に該当しないこと。

① 当社関係者

以下に定める要件を満たす者を当社関係者とする。

- ・ 当社の業務執行者（*1）が役員に就任している会社の業務執行者
- ・ 当社の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者
- ・ 当社の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員

② 当社の主要な借入先（*2）の業務執行者

③ 当社の主要な取引先（*3）の業務執行者（パートナー等を含む）

④ 野村グループより、役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受領している者

⑤ 一定額を超える寄付金（*4）を当社より受領している団体の業務を執行する者

（2）本人の配偶者、二親等内の親族または同居者が、現在、以下に掲げる者（重要でない者を除く）に該当しないこと。

① 野村グループの業務執行者

② 上記（1）①～⑤に掲げる者

（注）

*1 業務執行者とは、業務執行取締役および執行役ならびに執行役員等の重要な使用人をいう。

*2 主要な借入先とは、連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先をいう。

*3 主要な取引先とは、ある取引先の野村グループとの取引が、当該取引先の最終事業年度における年間連結売上上の2%の金額を超える取引先をいう。

*4 一定額を超える寄付金とは、ある団体に対する、年間1,000万円または当該団体の総収入もしくは経常収益の2%のいずれか大きい方の金額を超える寄付金をいう。

以上



指名委員
報酬委員

社外取締役・独立役員

重任

在任年数

4年

取締役会への出席状況

10回／10回

指名委員会への出席状況

6回／6回

報酬委員会への出席状況

4回／4回

所有する当社株式数

普通株式 0株

1976年4月 日本専売公社（現、日本たばこ産業(株)）入社
 1999年6月 同社取締役
 2001年6月 同社取締役退任
 2005年6月 同社取締役
 2006年6月 同社代表取締役社長
 2012年6月 同社取締役会長
 2014年6月 同社特別顧問
 2015年6月 当社社外取締役（現任）
 2016年7月 日本たばこ産業(株)顧問
 2018年3月 同社社友（現任）

重要な兼職状況

日本たばこ産業(株)社友
 (株)IH社外取締役

社外取締役候補者とした理由

同氏は、企業経営についての豊富な経験を有しており、日本たばこ産業(株)代表取締役社長や取締役会長を歴任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験と高い独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き指名委員および報酬委員を務める予定です。



指名委員
報酬委員

社外取締役・独立役員

重任

在任年数

1年

取締役会への出席状況

8回／8回

指名委員会への出席状況

5回／5回

報酬委員会への出席状況

3回／3回

(社外取締役、指名委員および報酬委員就任後に開催されたすべての取締役会、指名委員会および報酬委員会に出席)

所有する当社株式数

普通株式 0株

- 1979年4月 旭硝子(株) (現、AGC(株)) 入社
- 2006年1月 同社執行役員関西工場長
- 2007年1月 同社上席執行役員エレクトロニクス&エネルギー事業本部長
- 2008年3月 同社代表取締役兼社長執行役員COO
- 2010年1月 同社代表取締役兼社長執行役員CEO
- 2015年1月 同社代表取締役会長
- 2018年1月 同社取締役会長 (現任)
- 2018年6月 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職状況

AGC(株)取締役会長
TDK(株)社外取締役
(株)IHI社外取締役

社外取締役候補者とした理由

同氏は、企業経営についての豊富な経験を有しており、AGC(株)代表取締役兼社長執行役員CEOや代表取締役会長を歴任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験と高い独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き指名委員および報酬委員を務める予定です。



監査委員（委員長）

社外取締役・独立役員

重任

在任年数

3年

取締役会への出席状況

10回／10回

監査委員会への出席状況

17回／17回

所有する当社株式数

普通株式 10,100株

- 1969年4月 住友商事(株)入社
- 1998年6月 同社取締役
- 2002年4月 同社代表取締役 常務取締役
- 2003年1月 金融庁企業会計審議会委員
- 2004年4月 住友商事(株)代表取締役 専務執行役員
- 2005年4月 同社代表取締役 副社長執行役員
- 2009年1月 国際会計基準委員会財団（現、IFRS財団）評議員
- 2009年7月 住友商事(株)特別顧問
- 2011年6月 公益財団法人財務会計基準機構 理事
- 2011年6月 日本証券業協会公益理事 自主規制会議議長
- 2013年9月 IFRS財団 アジア・オセアニア オフィス アドバイザー（現任）
- 2013年9月 日本公認会計士協会 顧問（現任）
- 2016年6月 当社社外取締役（兼 野村証券(株)取締役）（現任）

重要な兼職状況

(株)ロジネットジャパン社外取締役
野村証券(株)取締役（*）

社外取締役候補者とした理由

同氏は、企業経営についての豊富な経験を有しており、また、国際的な会計制度について米国企業改革法上の財務専門家に該当する高い専門性を有しております。同氏は、住友商事(株)代表取締役 副社長執行役員、金融庁 企業会計審議会委員、国際会計基準委員会財団 評議員、公益財団法人財務会計基準機構 理事を歴任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者としていたしました。なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き監査委員（委員長）を務める予定です。

* 同氏は野村証券(株)において非業務執行取締役であり、監査等委員（委員長）を務めています。同氏は当社の社外取締役であるため、会社法第2条第15号ハに基づき、野村証券(株)の社外取締役ではなく取締役としています。



監査委員

社外取締役・独立役員

重任

在任年数

2年

取締役会への出席状況

10回／10回

監査委員会への出席状況

17回／17回

所有する当社株式数

普通株式 0株

- 1976年10月 日新監査法人（*）入所
- 1979年3月 公認会計士登録
- 1988年11月 センチュリー監査法人（*）社員
- 1990年11月 大蔵省公認会計士審査会「公認会計士試験制度小委員会」委員
- 1992年4月 大蔵省企業会計審議会委員
- 1994年12月 センチュリー監査法人（*）代表社員
- 2002年10月 内閣府情報公開審査会（現、総務省情報公開・個人情報保護審査会）委員
- 2005年4月 東京都包括外部監査人
- 2008年7月 新日本有限責任監査法人（*）シニアパートナー
- 2012年8月 同監査法人退所
- 2013年12月 証券取引等監視委員会委員
- 2017年6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職状況

該当なし

社外取締役候補者とした理由

同氏は、長年の公認会計士としての経験から企業会計についての高い専門性を有しており、東京都包括外部監査人、大蔵省企業会計審議会委員等を歴任されました。また、監査法人を退所後は証券取引等監視委員会委員を務められる等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き監査委員を務める予定です。

独立性に関する補足事項

同氏は、過去に当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人（*）のシニアパートナーを務めておりましたが、以下の理由から当社は、同氏の経歴は当社の社外取締役としての独立性に何ら影響をおよぼすものではないと判断しております。

- ・同氏は、同監査法人を退所後既に7年弱が経過しており、退所後は同監査法人の運営や財務方針には一切関与していないこと。
- ・同氏は、同監査法人に在籍中に当社の会計監査に関与したことはなく、金融機関を担当する金融部に所属したこともないこと。

また、同氏は、当社の社外取締役の独立性基準、(株)東京証券取引所の定める独立役員としての要件に加え、当社の監査委員に求められるニューヨーク証券取引所の独立性基準も満たしております。

*いずれも、現、EY新日本有限責任監査法人



社外取締役・独立役員

重任

在任年数

8年

取締役会への出席状況

10回／10回

所有する当社株式数

普通株式 0株

- 1972年 8月 Price Waterhouse, Singapore 入所
- 1992年 1月 同所 マネージング・パートナー
- 1998年10月 The Singapore Public Service Commission メンバー (現任)
- 1999年 7月 PricewaterhouseCoopers, Singapore
エグゼクティブ・チェアマン
- 2002年 9月 Land Transport Authority of Singapore チェアマン
- 2004年 9月 Olam International Limited インディペンデント・ディレクター
- 2011年 6月 当社社外取締役 (現任)
- 2011年11月 Accounting Standards Council, Singapore チェアマン
- 2013年 4月 Singapore Accountancy Commission チェアマン
- 2016年 9月 Fullerton Healthcare Corporation Limited
ノン・エグゼクティブ・チェアマン (現任)

重要な兼職状況

Fullerton Healthcare Corporation Limited ノン・エグゼクティブ・チェアマン
Nomura Singapore Ltd. ノン・エグゼクティブ・チェアマン

社外取締役候補者とした理由

同氏は、国際的な会計制度に精通しており、ブライズウォーターハウスクーパーズ(シンガポール)の会長やシンガポールの公職等を歴任され、1998年から2010年にかけて三度にわたり同国より勲章を授与される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きそのグローバルで豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。



社外取締役・独立役員

重任

在任年数

1年

取締役会への出席状況

8回／8回

(社外取締役就任後に開催されたすべての取締役会に出席)

所有する当社株式数

(1,000ADR(*))

- 1988年1月 U.S. Securities and Exchange Commission (SEC)
エンフォースメント・アトニー
- 1990年10月 U.S. Senate Committee on Banking,
Housing and Urban Affairs カウンセル
- 1997年11月 SEC 委員
- 2001年2月 同 委員長代行
- 2002年7月 CNBC レギュラトリー・エキスパート
- 2003年5月 JPMorgan Chase & Co. インディペンデント・コンサルタント
- 2004年8月 CA Inc. インディペンデント・ディレクター
- 2010年1月 Promontory Financial Group スペシャル・アドバイザー
- 2010年12月 CIT Group Inc. インディペンデント・ディレクター (現任)
- 2014年11月 Navient Corporation インディペンデント・ディレクター (現任)
- 2018年6月 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職状況

- CIT Group Inc. インディペンデント・ディレクター
- Navient Corporation インディペンデント・ディレクター
- Nomura Securities International, Inc. インディペンデント・ディレクター

社外取締役候補者とした理由

同氏は、米国証券取引委員会 (SEC) の委員および委員長代行を歴任される等、金融関連の法制度に精通し、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者としていたしました。

* 米国預託証券

- 注3：10名の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 注4：当社は、取締役候補者 宮下尚人、木村宏、石村和彦、島崎憲明、園マリ、Michael Lim Choo SanおよびLaura Simone Ungerの各氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円または法令の規定する額のいずれか高い額になります。本総会において宮下尚人、木村宏、石村和彦、島崎憲明、園マリ、Michael Lim Choo SanおよびLaura Simone Ungerの各氏の重任が承認された場合、当社は各氏と上記責任限定契約を継続する予定であります。
- 注5：社外取締役候補者 島崎憲明氏は、2019年3月まで(株)UKCホールディングス（現、(株)レスターホールディングス）の社外取締役を兼務しておりました。同社は、2015年6月から2017年2月までの間、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書および四半期報告書を提出したとして、2018年12月に金融庁から金融商品取引法に基づく課徴金納付命令を受けました。同氏は、当該事実が判明するまでこれを認識しておりませんでした。日頃から社外取締役として法令遵守の視点に立った提言等を行っており、また、当該事実の判明後は同社「第三者委員会報告書検討委員会」の委員長として同社取締役会に対して再発防止策等に関する提言を行うなど、社外取締役としての職責を果たしております。
- 注6：社外取締役候補者 木村宏および石村和彦の両氏は、(株)IHI社外取締役を兼務しております。同社は、民間航空機エンジン整備事業に関し、2019年3月に経済産業省から認可を受けた修理の方法によって修理をするよう航空機製造事業法に基づく命令を受け、また同年4月に国土交通省から航空法に基づく業務改善命令を受けました。両氏は、当該事実が判明するまでこれを認識しておりませんでした。日頃から社外取締役として法令遵守の視点に立った提言等を行っており、また、当該事実の判明後は同社取締役会において事実究明と適切な再発防止策を講じることを求めるなど、社外取締役としての職責を果たしております。

（ご参考）

定時株主総会後の指名委員会、報酬委員会および監査委員会の構成は以下を予定しております。

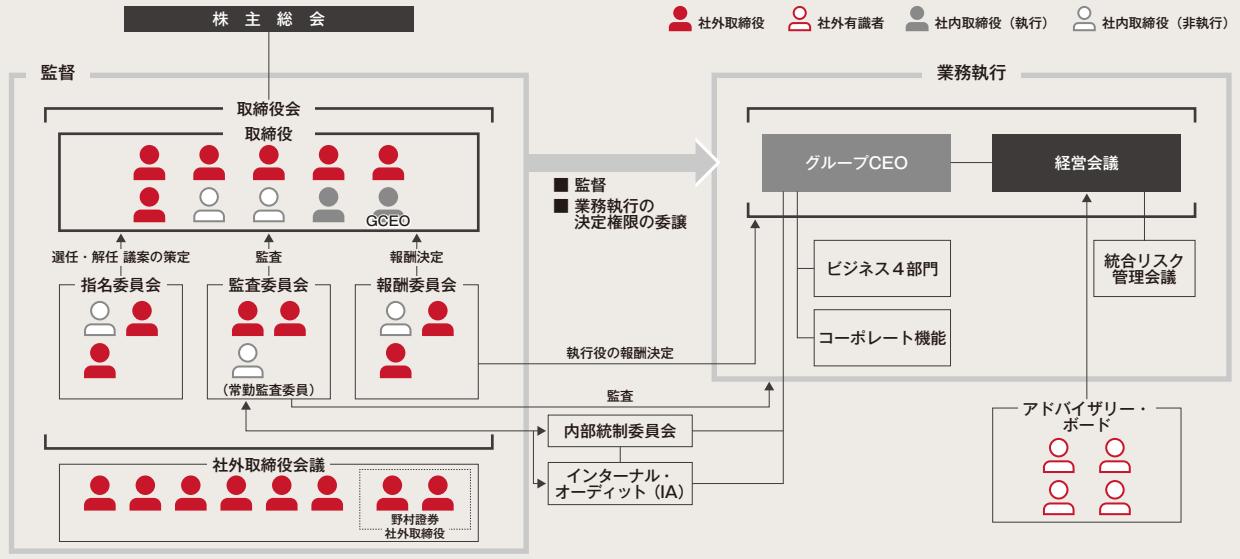
| | | | |
|-------|-----------|------|------|
| 指名委員会 | 古賀信行（委員長） | 木村 宏 | 石村和彦 |
| 報酬委員会 | 古賀信行（委員長） | 木村 宏 | 石村和彦 |
| 監査委員会 | 島崎憲明（委員長） | 園 マリ | 宮下尚人 |

(ご参考)コーポレート・ガバナンス

基本的な考え方

野村ホールディングスは、「社会からの信頼および株主、お客様をはじめとしたステークホルダーの満足度の向上を通じて企業価値を高める」という経営目標を達成するうえで、コーポレート・ガバナンスの強化を最重要課題の一つと認識しています。指名委員会等設置会社として、経営の監督と業務執行の分離による監督機能の強化、取締役会から執行役への業務執行権限の委譲による意思決定の迅速化を行っています。

コーポレート・ガバナンス体制

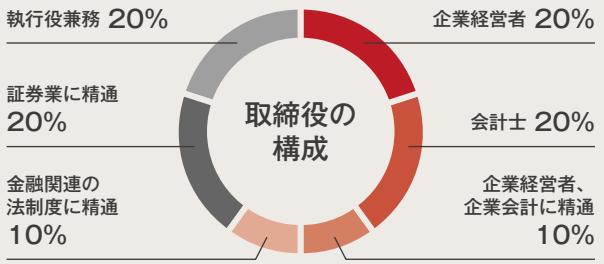


取締役会について

当社の取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の最大化を図ることを目的とし、主たる役割を経営の監督においています。取締役会は、経営の公正性・透明性を確保するとともに、「経営の基本方針」を決定し、当該方針を踏まえたグループCEOその他の会社を経営する執行役の選任および当社の重要な業務執行の決定を行っています。

当社の取締役会は、本総会終了後、10名の取締役で構成され、そのうち6名が独立社外取締役となる予定です。取締役会がその監督機能を適切に発揮し、多角的な視点から活発な議論を行うことができるよう、国籍・性別・経歴などの多様性を備え、企業経営についての豊富な

な経験、企業会計、金融関連の法制度などの専門的知識を有する人員で構成されます。また、執行役を兼務しない取締役を取締役会の議長とする予定です。



※コーポレート・ガバナンスに関する当社の取組みは当社ホームページ(<https://www.nomuraholdings.com/jp/company/cg/>)に掲載しております。

(添付書類)

第115期 事業報告

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

I 野村グループの現況に関する事項

1. 経営の基本方針と業務運営体制

(1) 経営の基本方針

野村グループは、社会からの信頼および株主・お客様をはじめとしたステークホルダーの満足度の向上を通じて企業価値を高めることを経営目標といたします。

「アジアに立脚したグローバル金融サービス・グループ」として国内外のお客様に付加価値の高いソリューションを提供するとともに、当グループに課せられた社会的使命を踏まえて経済の成長や社会の発展に貢献してまいります。

企業価値の向上にあたっては、経営指標として1株当たり当期純利益（EPS）を重視し、当該指標の持続的改善を図るものといたします。

(2) 業務運営体制

野村グループの業務運営は、統一された戦略のもとに、個々の会社単位ではなく、部門および地域を中心として行われております。野村グループの部門は、営業部門、アセット・マネジメント部門、ホールセール部門およびマーチャント・バンキング部門の4部門で構成されております。また、野村グループの地域は、米州、欧州、アジアおよび日本の4地域で構成されております。野村グループでは、各部門・各地域に適切な範囲で権限を委譲し、それぞれの分野での専門性の向上を図ると同時に、部門間・地域間のグローバルな連携を強化し、競争力のある業務運営体制を構築しております。

なお、上記は2019年3月31日時点の業務運営体制であり、2019年4月に発表したビジネス・プラットフォームの再構築にともない、部門と地域への権限移譲の見直しを行い、2019年5月より新しい業務運営体制へ移行いたします。

2. 事業の経過およびその成果

(1) 業績総括

当期の世界経済は景気拡大が続いたものの、一部の国・地域では景気拡大ペースが減速しました。米国では、実質GDP成長率が2017年から加速傾向が続きました。税制改革や歳出拡大を背景に個人消費や政府支出が伸長したほか、設備投資も堅調でした。一方で、金融市場の混乱を背景に、FRB（米連邦準備制度理事会）は2019年内に金融引き締めを休止する方針に転換しました。中国では、政府による債務削減政策により信用創造の動きが鈍化したことに加えて、米中貿易摩擦によって企業の設備投資意欲が減退しました。また、自動車購入促進政策終了後の自動車販売低迷など、個人消費も減速しました。欧州でも中国経済の成長減速を背景に、中国向け輸出が低迷しました。自動車排ガス規制導入後の自動車販売の低迷も欧州景気の重石となりました。英国では、EU離脱の先行きの不透明さから、企業の設備投資意欲が低い状態が続きました。

日本経済も同様に、景気拡大は続いたもののそのペースは鈍化しました。中国を中心とした世界景気減速の影響を受けて、輸出が伸び悩みました。また、豪雨や台風、地震等の相次ぐ自然災害の影響により、個人消費が低迷したほか、サプライチェーンの分断など企業の生産活動にも影響が及びました。しかし、人手不足を背景とした省力化投資などに後押しされる形で、企業の設備投資は堅調に推移しました。企業業績も景気減速の影響を受けて、主要企業の2018年度の増益率は2017年度から大幅に鈍化しました。また、米中貿易摩擦や米国金融政策が揺れ動く中、年度後半には市場のボラティリティ（変動性）が高まる場面がありました。

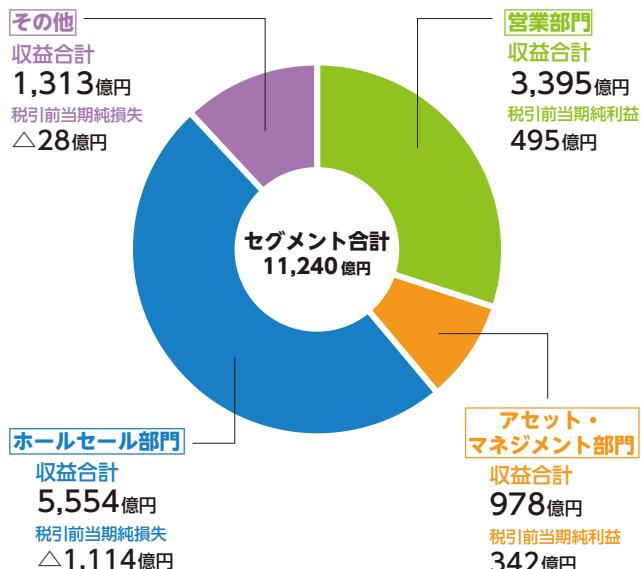
連結経営成績

| | 第114期 (2017.4.1~ 2018.3.31) | 第115期 (2018.4.1~ 2019.3.31) | 対前期 比較増減率 |
|-------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|--------------|
| 収益合計 (金融費用控除後) | 14,970億円 | 11,168億円 | △25.4% |
| 金融費用以外の費用計 | 11,688億円 | 11,545億円 | △1.2% |
| 税引前当期純利益 (△損失) | 3,282億円 | △377億円 | — |
| 法人所得税等 | 1,039億円 | 570億円 | △45.1% |
| 当期純利益 (△損失) | 2,243億円 | △947億円 | — |
| 差引：非支配持分に 帰属する当期純利益 | 49億円 | 57億円 | 15.8% |
| 当社株主に帰属する 当期純利益 (△損失) | 2,193億円 | △1,004億円 | — |
| 株主資本当社株主に帰属する 当期純利益率 (ROE) | 7.9% | △3.7% | — |

金融規制に関しては、自己資本比率・流動性比率・レバレッジ比率等、バーゼルⅢと呼ばれる規制の適用に加え、当社は「国内のシステム上重要な銀行」のひとつに指定されており、国内外の金融機関に対する監督強化のための広範囲な規制改革に引き続き注意深く対応することが必要となっております。また、各国中央銀行の金融政策正常化や、英国の欧州連合離脱 (Brexit) にともなう先行き不透明感も見られる中、グローバルな事業環境の変化に注目し、適切な施策を検討・実施しております。

このように当社を取り巻く環境が大きく変動する中、野村グループでは、係争案件にかかる支払いや、過去の買収案件にかかるのれんの減損を進めてまいりました。「すべてはお客様のために」という基本観のもと、どのような事業環境においても持続的な成長ができるビジネス基盤を構築するため、国内におけるビジネス・モデルの変革の推進を継続するとともに、海外ビジネスの収益性のさらなる改善に努めてまいりました。

第115期 収益構成



また、2019年4月には未来共創カンパニーと呼ばれる全社横断的組織を新設し、デジタルを含めたイノベーションを活用することで、お客様へ新たなサービスを提供するためのプラットフォームを整えております。

当期の収益合計 (金融費用控除後) は、前期と比較して25.4%減の1兆1,168億円、金融費用以外の費用は同1.2%減の1兆1,545億円となりました。税引前当期純損失は377億円、当社株主に帰属する当期純損失は1,004億円となりました。株主資本利益率 (ROE) は△3.7%となり、また、当期のEPS (注) は前期の61.88円から△29.92円となっております。なお、2019年3月末を基準日とする配当金は、1株当たり3円とし、年間での配当は1株につき6円といたしました。

(注) 希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益 (△損失)

(2) セグメント情報

当社は、業務運営および経営成績を、営業部門、アセット・マネジメント部門、ホールセール部門の区分で報告しております。

セグメント情報（セグメント合計）

| | (単位：億円) | | (%) |
|-------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|--------------|
| | 第114期 (2017.4.1～ 2018.3.31) | 第115期 (2018.4.1～ 2019.3.31) | 対前期 比較増減率 |
| 収益合計 (金融費用控除後) | 14,951 | 11,240 | △24.8 |
| 金融費用以外の費用計 | 11,688 | 11,545 | △1.2 |
| 税引前当期純利益 (△損失) | 3,263 | △305 | - |

営業目的で保有する投資持分証券の評価損益を含まないセグメント情報（セグメント合計）における当期の収益合計（金融費用控除後）は前期比24.8%減の1兆1,240億円、金融費用以外の費用は同1.2%減の1兆1,545億円、税引前当期純損失は305億円となりました。

営業部門

| | (単位：億円) | | (%) |
|-------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|--------------|
| | 第114期 (2017.4.1～ 2018.3.31) | 第115期 (2018.4.1～ 2019.3.31) | 対前期 比較増減率 |
| 収益合計 (金融費用控除後) | 4,129 | 3,395 | △17.8 |
| 金融費用以外の費用計 | 3,098 | 2,900 | △6.4 |
| 税引前当期純利益 | 1,031 | 495 | △52.0 |

収益合計（金融費用控除後）は、前期比17.8%減の3,395億円となりました。金融費用以外の費用は同6.4%減の2,900億円、税引前当期純利益は同52.0%減の495億円となりました。

営業部門では、引き続き「すべてはお客様のために」という基本観のもと、お客様一人ひとりに寄り添い、多様化する要望にお応えして「最も信頼できるパートナー」を目指し、コンサルティング営業に取り組んでいます。当期は不透明な市場環境を背景にお客様の投資マインドが低下し、投資信託や株式の販売が低調でしたが、リテールチャネルにおいて、高齢者向け新組織（ハートフルパートナー）立ち上げによる入金等が寄与し、9ヵ月連続の現金本券差引のプラスを達成しました。今後は、さらにお客様の満足度向上を図るために、商品・サービスの継続的な開発や改善、本社からのサポートを強化すると同時に、よりお客様のニーズに応じたサービスを提供できる営業体制へシフトしてまいります。

アセット・マネジメント部門

| | (単位：億円) | | (%) |
|-------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|--------------|
| | 第114期 (2017.4.1～ 2018.3.31) | 第115期 (2018.4.1～ 2019.3.31) | 対前期 比較増減率 |
| 収益合計 (金融費用控除後) | 1,273 | 978 | △23.2 |
| 金融費用以外の費用計 | 612 | 637 | 4.1 |
| 税引前当期純利益 | 662 | 342 | △48.3 |

収益合計（金融費用控除後）は、前期比23.2%減の978億円となりました。金融費用以外の費用は同4.1%増の637億円、税引前当期純利益は同48.3%減の342億円となりました。

投資信託ビジネスでは、ETF、金融機関向け私募投信やSMA・ファンドラップ向けファンドへの資金流入が運用資産残高の増加へ寄与しました。投資顧問ビジネスでは、国内年金からの資金流出があったものの、海外ではハイ・イールド・プロダクトを中心に資金が流入しました。この結果、2019年3月末の運用資産残高は前期末比で増加しましたが、戦略的パートナーのアメリカン・センチュリー・イ

ンベストメンツ社の評価損益が業績に反映されたこともあり、前期比では減収となりました。

ホールセール部門

| | (単位：億円) | | (%) |
|-------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|--------------|
| | 第114期 (2017.4.1～ 2018.3.31) | 第115期 (2018.4.1～ 2019.3.31) | 対前期 比較増減率 |
| 収益合計 (金融費用控除後) | 7,153 | 5,554 | △22.4 |
| 金融費用以外の費用計 | 6,147 | 6,668 | 8.5 |
| 税引前当期純利益 (△損失) | 1,006 | △1,114 | - |

ホールセール部門は、金融商品の取引、販売および組成に関する業務を行うグローバル・マーケット、資金調達やM&Aアドバイザーに関連する業務を行うインベストメント・バンキングの2つのビジネス部門から構成されています。

収益合計（金融費用控除後）は、前期比22.4%減の5,554億円となりました。また、金融費用以外の費用は部門に帰属するのれんの減損損失を810億円計上したことから同8.5%増の6,668億円、税引前当期純損失は1,114億円となりました。

グローバル・マーケット

当期は、地政学的な不透明要因やボラティリティの低下等を背景に、総じて顧客の投資行動は低調でマーケットも方向感がなく、ビジネス環境はとても厳しい年となりました。このような環境下、グローバル・マーケットは、特にフィクスト・インカム関連ビジネスを中心に大きく減収となりました。一方、エクイティおよびストラクチャード関連ビジネスについては堅調に推移しており、前期比で若干の減収にとどまりました。

インベストメント・バンキング

グローバルに収益機会が減少する中で前期比減収となるも、地域や部門を越えた連携が奏功し、M&AやECM（株式等による資金調達関連ビジネス）ビジネスが収益を牽引しました。日本では武田薬品工業によるシャイアー社の買収やソフトバンクのグローバルIPO等、プロファイルの高い案件に多数関与し、引き続き国内外の顧客ニーズに応じた商品提供を行いました。海外では資金調達関連ビジネスが軟調に推移する一方、グローバル連携をてこにプロファイルの高いクロスボーダーM&A案件を執行するとともに、マーケットの変動を捉え、金利・為替などのソリューション案件を多数手掛けました。

その他

| | (単位：億円) | | (%) |
|-------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|--------------|
| | 第114期 (2017.4.1～ 2018.3.31) | 第115期 (2018.4.1～ 2019.3.31) | 対前期 比較増減率 |
| 収益合計 (金融費用控除後) | 2,395 | 1,313 | △45.2 |
| 金融費用以外の費用計 | 1,831 | 1,340 | △26.8 |
| 税引前当期純利益 (△損失) | 564 | △28 | - |

収益合計（金融費用控除後）は前期比45.2%減の1,313億円、また、金融費用以外の費用は同26.8%減の1,340億円、税引前当期純損失は28億円となりました。

3. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達の状況

資金調達につきましては、主に当社、野村證券株式会社、ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.、ノムラ・バンク・インターナショナルplcおよびノムラ・インターナショナル・ファンディングPte.Ltd.が外部からの借入や債券発行などを行っております。使用通貨や保有資産の流動性に合わせた資金調達や、必要に応じた為替スワップの使用により、調達構造の最適化を図っております。

(2) 設備投資の状況

設備投資につきましては、主として、国内およびグローバルなビジネスラインの業務推進支援を目的としたシステム投資を行っております。営業部門においては、お客様にとって、より利便性の高いサービスをお届けするためにオンラインサービスの拡充を実施しております。ホールセール部門では、グローバルなオーダーに対応するトレーディングシステムやシステム基盤の強化と効率的かつ安定的な稼働に向けた取組みを引き続き実施しております。

4. 財産および損益の状況

| 項目 | 期別 第112期 (2015.4.1~2016.3.31) | 第113期 (2016.4.1~2017.3.31) | 第114期 (2017.4.1~2018.3.31) | 第115期 (2018.4.1~2019.3.31) |
|----------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 収益合計 | 17,231億円 | 17,155億円 | 19,722億円 | 18,351億円 |
| 収益合計（金融費用控除後） | 13,957億円 | 14,032億円 | 14,970億円 | 11,168億円 |
| 税引前当期純利益（△損失） | 1,652億円 | 3,228億円 | 3,282億円 | △377億円 |
| 当社株主に帰属する 当期純利益（△損失） | 1,316億円 | 2,396億円 | 2,193億円 | △1,004億円 |
| 1株当たり当社株主に帰属する 当期純利益（△損失） | 36.53円 | 67.29円 | 63.13円 | △29.90円 |
| 希薄化後1株当たり当社株主に帰属する 当期純利益（△損失） | 35.52円 | 65.65円 | 61.88円 | △29.92円 |
| 総資産 | 409,342億円 | 425,320億円 | 403,439億円 | 409,694億円 |
| 当社株主資本合計 | 27,002億円 | 27,899億円 | 27,493億円 | 26,311億円 |

- (注) 1. 米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき記載しております。
2. 機関投資家等の市場デリバティブ取引の執行および清算サービスにおいて、機関投資家等から受け入れた証拠金を中央清算機関に差し入れております。中央清算機関に差し入れられた証拠金は、従来、連結貸借対照表に計上されておりましたが、取引の性質を再検討し会計処理について見直しを行った結果、一定の条件を満たした証拠金は、当期よりオフ・バランス・シート取引として会計処理されております。これにより、過年度において総資産がそれぞれ減少しております。
3. 日本の一部のデリバティブ取引に対する日々の変動証拠金は、従来、連結貸借対照表に計上されておりましたが、中央清算機関の制度変更を契機として、会計処理について見直しを行った結果、当期よりオフ・バランス・シート取引として会計処理されております。これにより、過年度において総資産がそれぞれ減少しております。

5. 対処すべき課題

野村グループでは、社会からの信頼および株主・お客様をはじめとしたステークホルダーの満足度の向上を通じて、企業価値を高めることを経営目標として掲げております。企業価値の向上にあたっては、さまざまな環境変化に柔軟に対応し、安定的な利益成長を達成するための経営指標として、1株当たり当期純利益（EPS）を重視し、その持続的な改善を図るものとしております。

経営目標の達成に向けた最重点課題として、全地域、全部門における黒字化に取り組んでおりましたが、当期、部門と地域への権限移譲の見直しを行い、2019年5月より部門主導の新しい業務運営体制へ移行いたします。「Vision C&C」のスローガンのもと、引き続き、国内におけるビジネスモデルの変革と海外における収益性のさらなる改善への取り組みを継続することにより、厳しい環境下でも持続的に成長できる事業基盤の構築を目指してまいります。

また、適正な財務基盤を維持しつつ、資本効率の改善等を通じた経営資源の有効活用を図るため、変化の著しい国際政治情勢等の把握に努めるとともに、各種国際金融規制、国内人口動態の変化、様々なデジタルライゼーションの進展等を含むグローバルな事業環境の変化に柔軟かつ確実に対応してまいります。

各部門の課題、取り組みは以下のとおりです。

【営業部門】

営業部門においては、引き続き、「すべてはお客様のために」という基本観のもと、お客様の多様化する要望や意向にお応えすることで、多くの人々に必要とされる金融機関を目指し、コンサルティング営業に取り組んでおります。今後も、進行する少子高齢化社会に向けて、高齢者層のお客様に対してはご家族様へのフォローも行うとともに、資産形成層のお客様に対する取組みをさらに推し進めていく必要があります。また、従来のような対面での接点に加え、非対面でのサービスにおいても、お客様に高い評価をいただける新体制を構築してまいります。具体的には対面によるコンサルティング営業に加えて、支店セミナー、インターネット、コールセンターなどを通じ、投資一任等の付加価値の高いサービスを幅広く提供することで、お客様からの信頼獲得に努めてまいります。

【アセット・マネジメント部門】

投資信託ビジネスにおいては、投資家の幅広い投資ニーズに応える多様な投資機会を、投資顧問ビジネスにおいては、国内外の投資家へ付加価値の高い運用サービスを提供することにより、顧客基盤の拡大と運用資産の増加を図ってまいります。幅広い商品・サービスの提供力を有する特色ある運用会社として、運用パフォーマンスの向上に努めるだけでなく、多様化するお客様のニーズに応えることで、世界の投資家から高く信頼される存在を目指してまいります。

【ホールセール部門】

ホールセール部門においては、お客様のニーズのさらなる高度化に加え、テクノロジーの発展によるマーケットの変化が我々の伝統的なビジネスの形へも影響を及ぼす可能性があります。マーケットの変化に対応するとともに、引き続きお客様へ高度な付加価値を提供し続けるためにグローバル・マーケット、インベストメント・バンキング間のみならず他部門との国内外連携を強化し、お客様の求めるサービス・商品を提供してまいります。

グローバル・マーケットでは、野村グループのトレーディング力、リサーチ力や販売力などを活用して、付加価値と競争力の高い商品やソリューションをお客様に提供することに取り組んでおります。また、様々な商品や市場において、継続的に流動性を提供することに尽力し、業界最高水準の市場アクセスや執行サービスの提供に努めております。さらに、テクノロジーの進化にともなう、デジタルトランスフォーメーションを推し進めていきます。

一方、インベストメント・バンキングでは、お客様のビジネス活動のグローバル化が継続する中、クロスボーダーM&Aや国内外の市場での資金調達、またそれらの取引に付随する金利・為替ビジネスなどのソリューション・ビジネスの提供に努めてまいります。

【マーチャント・バンキング部門】

マーチャント・バンキング部門においては、事業再編・事業再生・事業承継・MBO等の案件において、多様化・複雑化するお客様の様々な課題解決のため、エクイティ等を

活用したソリューションを提供しております。お客様からのさらに幅広いソリューションへの期待に応えるため、リスク管理を適切に行いながら、投資先の企業価値向上支援に注力し、プライベート・エクイティ市場の拡大にも貢献してまいります。

【リスクマネジメント、コンプライアンスなど】

野村グループでは、経営理念に基づき戦略的目標および事業計画の達成のために許容するリスクの種類と最大限のリスク量をリスク・アペタイトとして定めております。その上で、事業戦略に合致し、適切な経営判断に資するリスク管理体制を継続的に拡充していくことにより、財務の健全性確保および企業価値の向上に努めてまいります。

コンプライアンスについては、野村グループがビジネスを展開している各国の法令および規則を遵守するための管理態勢の改善に向け、引き続き注力してまいります。加えて、単に法令および規則の遵守にとどまらず、野村グループに対する社会およびお客様からの信頼に応え、金融・資本市場の一層の発展に資するべく、役職員全員がより高い倫理観を持って業務に取り組めるよう社内の制度やルールの見直しを継続的に実施し、実効性をさらに高めてまいります。

なお、野村グループでは、2015年より「野村『創業理念と企業倫理』の日」を定め、毎年この日にすべての役員および社員が過去の不祥事からの教訓を再認識し、各種施策

を通じて再発防止と社会からの信頼の獲得および維持に向けて決意を新たにすることとしております。こうした取組みを通じて、健全な企業風土の醸成に努めるとともに、役員および社員一人ひとりが、資本市場に携わるプロフェッショナルとしての職業倫理観を持ち、顧客への情報伝達や取引推奨における不正防止はもとより、内部管理態勢の一層の強化および充実に取り組んでまいりました。

しかしながら、2019年3月、東証の市場構造の在り方等に関する懇談会において上位市場の指定・退出基準に関して議論される中で、野村証券においてかかる基準に関する不適切な情報伝達がありました（以下、「本事案」）。当社および野村証券では、市場の公正性・公平性確保を害するものとして、本事案を大変重く受け止め、外部有識者を加えた調査を行ってまいりました。今後、その調査結果を踏まえ、改善策を策定し、徹底して実行してまいります。

以上の取組みにより、野村グループ全体の収益力を強化し、経営目標の達成と企業価値の極大化を図ってまいります。4部門および地域間の連携を推し進め、アジアに立脚したグローバル金融サービス・グループとして、金融・資本市場の安定とさらなる拡大および発展に尽力してまいります。

6. 主要な事業内容

野村グループの主たる事業は、証券業を中核とする投資・金融サービス業であり、わが国をはじめ世界の主要な金融・資本市場を網羅する営業拠点等を通じ、お客様に対し資金調達、資産運用の両面で幅広いサービスを提供しております。具体的な事業として、有価証券の売買等および売買等の委託の媒介、有価証券の引受けおよび売出し、有価証券の募集および売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い、自己資金投資業、アセット・マネジメント業およびその他の証券業ならびに金融業などを営んでおります。当社の事業は、営業部門、アセット・マネジメント部門、ホールセール部門およびマーチャント・バンキング部門の4部門で構成されております。

7. 主要拠点等

(1) 国内の主要拠点

当社本社（東京）

| | | | |
|----------|------------------|--------------|-----|
| 野村証券株式会社 | 本支店および営業所（計156店） | | |
| 東京都 | 35店 | 関東地方（東京都を除く） | 35店 |
| 北海道地方 | 5店 | 東北地方 | 9店 |
| 北陸地方 | 4店 | 中部地方 | 16店 |
| 近畿地方 | 28店 | 中国地方 | 9店 |
| 四国地方 | 4店 | 九州・沖縄地方 | 11店 |

野村アセットマネジメント株式会社（東京、大阪、福岡）

野村信託銀行株式会社（東京）

野村ファシリティーズ株式会社（東京）

野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社（東京）

(2) 海外の主要拠点

ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.

(アメリカ・ニューヨーク市)

ノムラ・インターナショナルPLC (イギリス・ロンドン市)

ノムラ・インターナショナル (ホンコン) LIMITED

ノムラ・シンガポールLIMITED

インスティネットInc. (アメリカ・ニューヨーク市)

(3) 使用人の状況

| 使用人数 (人) | 前事業年度末比増減 (人) |
|----------|---------------|
| 27,864 | 184 (減) |

(注) 1. 使用人数には当社および連結子会社の使用人数の合計（臨時使用人を除く）を記載しております。

2. 使用人数は就業人員数であります。

(4) 重要な子会社の状況

| 会社名 | 所在地 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 事業内容 |
|------------------------------|----------------|------------------|----------|---------------|
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区 | 100億円 | 100% | 証券業 |
| 野村アセットマネジメント株式会社 | 東京都中央区 | 171億80百万円 | 100% | 投資信託委託業、投資顧問業 |
| 野村信託銀行株式会社 | 東京都千代田区 | 350億円 | 100% | 銀行業、信託業 |
| 野村ファシリティーズ株式会社 | 東京都中央区 | 4億80百万円 | 100% | 不動産賃貸および管理業 |
| 野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社 | 東京都千代田区 | 1,767億75百万円 | 100% | 金融業 |
| 野村アジアパシフィック・ホールディングス株式会社 | 東京都中央区 | 10百万円 | 100% | 持株会社 |
| ノムラ・ホールディング・アメリカInc. | アメリカ・ニューヨーク市 | 61億5,725万米ドル | 100% | 持株会社 |
| ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc. | アメリカ・ニューヨーク市 | 36億5,000万米ドル | 100%* | 証券業 |
| ノムラ・アメリカ・モーゲッジ・ファイナンスLLC | アメリカ・ニューヨーク市 | 17億9,249万米ドル | 100%* | 持株会社 |
| インスティネットInc. | アメリカ・ニューヨーク市 | 13億2,250万米ドル | 100%* | 持株会社 |
| ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLC | イギリス・ロンドン市 | 104億9,132万米ドル | 100% | 持株会社 |
| ノムラ・インターナショナルPLC | イギリス・ロンドン市 | 102億4,123万米ドル | 100%* | 証券業 |
| ノムラ・インターナショナル (ホンコン) LIMITED | 香港 | 1,823億11百万円 | 100%* | 証券業 |
| ノムラ・シンガポールLIMITED | シンガポール・シンガポール市 | 2億3,900万シンガポールドル | 100%* | 証券業、金融業 |

(注) 1. 資本金は各会社の会計通貨により表示しております。資本金がゼロまたは名目的な金額の会社（主にアメリカを所在地とする会社）につきましては、資本準備金相当額を含んだ額を開示しております。また当社の議決権比率欄の*は間接所有株式の議決権を含めた比率であります。

2. 当期末の連結子会社および連結変動持分事業体は1,366社、持分法適用会社は株式会社野村総合研究所、野村不動産ホールディングス株式会社等、13社となりました。

8. 主要な借入先の状況

| 借入先 | 借入金の種類 | 借入金残高 |
|--------------|--------|---------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 長期借入金 | 433,383 |
| 株式会社みずほ銀行 | 長期借入金 | 375,048 |
| 株式会社三井住友銀行 | 長期借入金 | 353,521 |
| 株式会社りそな銀行 | 長期借入金 | 49,936 |
| | | |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 長期借入金 | 181,991 |
| みずほ信託銀行株式会社 | 長期借入金 | 30,000 |
| | | |
| 株式会社千葉銀行 | 長期借入金 | 45,015 |
| 株式会社静岡銀行 | 長期借入金 | 35,323 |
| 株式会社八十二銀行 | 長期借入金 | 30,007 |
| | | |
| 農林中央金庫 | 長期借入金 | 49,840 |
| | | |
| 明治安田生命保険相互会社 | 長期借入金 | 32,151 |

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主価値の持続的な向上を目指し、拡大する事業機会を迅速かつ確実に捉えるために必要となる十分な株主資本の水準を保持することを基本方針としております。必要となる資本の水準につきましては、以下を考慮しつつ適宜見直してまいります。

- ・事業活動に伴うリスクと比較して十分であること
- ・監督規制上求められる水準を充足していること
- ・グローバルに事業を行っていくために必要な格付けを維持すること

当社は、株主の皆様への利益還元について、株主価値の持続的な向上および配当を通じて実施していくことを基本と考えています。

配当につきましては、半期毎の連結業績を基準として、連結配当性向30%を重要な指標のひとつとします。各期の配当額については、バーゼル規制強化をはじめとする国内外の規制環境の動向、連結業績をあわせて総合的に勘案し、決定してまいります。

なお、配当回数につきましては、原則として年2回（基準日：9月30日、3月31日）といたします。

また自己株式取得による株主還元分を含めた総還元性向を50%以上とすることを、株主還元上の目処といたします。

内部留保金については、前記規制環境の変化に万全の対応を行うとともに、株主価値の向上につなげるべく、システムや店舗などのインフラの整備も含め、高い収益性と成長性を見込める事業分野に有効投資してまいります。

(当期の剰余金の配当)

上記の剰余金の配当等の決定に関する方針を踏まえ、2018年9月30日を基準日とする配当金は、1株当たり3円をお支払いいたしました。2019年3月31日を基準日とする配当金につきましては、1株当たり3円をお支払いすることといたしました。これにより年間での剰余金の配当は1株につき6円となります。

当期にかかる剰余金の配当の明細は次のとおりです。

| 決議 | 基準日 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) |
|---------------------|----------------|-----------------|------------------|
| 2018年10月31日 取締役会 | 2018年 9月30日 | 10,148 | 3.00 |
| 2019年4月25日 取締役会 | 2019年 3月31日 | 9,933 | 3.00 |

II 株式に関する事項

1. 当社が発行できる株式の総数 6,000,000,000株

各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりです。

| 種類 | 発行可能種類株式総数(株) |
|---------|---------------|
| 普通株式 | 6,000,000,000 |
| 第1種優先株式 | 200,000,000 |
| 第2種優先株式 | 200,000,000 |
| 第3種優先株式 | 200,000,000 |
| 第4種優先株式 | 200,000,000 |

2. 発行済株式総数 普通株式 3,493,562,601株

(注) 2018年12月17日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は、前期末に比べ、150,000,000株減少しております。

3. 株主数 371,292名

4. 上位10名の株主

| 株主名 | 持株数および持株比率 | |
|--|------------|------|
| | 千株 | % |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 180,391 | 5.44 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 160,284 | 4.84 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5) | 68,101 | 2.05 |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST | 64,983 | 1.96 |
| JP MORGAN CHASE BANK 385151 | 62,963 | 1.90 |
| STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234 | 54,126 | 1.63 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7) | 46,435 | 1.40 |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENTION FUNDS | 46,059 | 1.39 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1) | 45,498 | 1.37 |
| SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT | 42,902 | 1.29 |

- (注) 1. 当社は、2019年3月31日現在、自己株式を182,411千株保有しておりますが、上位10名の株主からは除外しております。
2. 持株数は千株未満を切り捨て、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5. 自己株式の取得、処分等および保有の状況

(1) 取得した株式

| | |
|---------------------|--------------|
| 普通株式 | 100,020,867株 |
| 取得価額の総額 | 51,713,634千円 |
| うち、取締役会決議により買い受けた株式 | |
| 普通株式 | 100,000,000株 |
| 取得価額の総額 | 51,702,989千円 |

買受けを必要とした理由

資本効率の向上および機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とし、また株式報酬として交付する株式へ充当するため。

(2) 処分した株式

| | |
|---------|--------------|
| 普通株式 | 17,894,180株 |
| 処分価額の総額 | 10,817,001千円 |

(3) 消却した株式

| | |
|---------|--------------|
| 普通株式 | 150,000,000株 |
| 消却価額の総額 | 89,915,970千円 |

(4) 当事業年度末日における保有株式

| | |
|------|--------------|
| 普通株式 | 182,411,802株 |
|------|--------------|

III 新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日現在の新株予約権等の状況

| 新株予約権の名称 | 割当日 | 新株予約権の数 | 新株予約権の目的となる普通株式の数 | 新株予約権の行使期間 | 新株予約権の行使価額(1株当たり) |
|----------|------------|---------|-------------------|-----------------------|-------------------|
| 第45回 | 2012.6.5 | 2,171個 | 217,100株 | 2014.4.20~2019.4.19 | 1円 |
| 第46回 | 2012.6.5 | 7,088個 | 708,800株 | 2015.4.20~2020.4.19 | 1円 |
| 第47回 | 2012.6.5 | 5,869個 | 586,900株 | 2016.4.20~2021.4.19 | 1円 |
| 第48回 | 2012.6.5 | 8,458個 | 845,800株 | 2017.4.20~2022.4.19 | 1円 |
| 第49回 | 2012.6.5 | 846個 | 84,600株 | 2015.10.20~2021.4.19 | 1円 |
| 第50回 | 2012.6.5 | 1,162個 | 116,200株 | 2016.10.20~2022.4.19 | 1円 |
| 第51回 | 2012.11.13 | 9,965個 | 996,500株 | 2014.11.13~2019.11.12 | 298円 |
| 第52回 | 2013.6.5 | 1,405個 | 140,500株 | 2014.4.20~2019.4.19 | 1円 |
| 第53回 | 2013.6.5 | 5,634個 | 563,400株 | 2015.4.20~2020.4.19 | 1円 |
| 第54回 | 2013.6.5 | 7,268個 | 726,800株 | 2016.4.20~2021.4.19 | 1円 |
| 第55回 | 2013.11.19 | 26,812個 | 2,681,200株 | 2015.11.19~2020.11.18 | 821円 |
| 第56回 | 2014.6.5 | 7,455個 | 745,500株 | 2015.4.20~2020.4.19 | 1円 |
| 第57回 | 2014.6.5 | 10,266個 | 1,026,600株 | 2016.4.20~2021.4.19 | 1円 |
| 第58回 | 2014.6.5 | 17,232個 | 1,723,200株 | 2017.4.20~2022.4.19 | 1円 |
| 第59回 | 2014.6.5 | 4,336個 | 433,600株 | 2015.3.31~2020.3.30 | 1円 |
| 第60回 | 2014.6.5 | 5,942個 | 594,200株 | 2016.3.31~2021.3.30 | 1円 |
| 第61回 | 2014.6.5 | 21,596個 | 2,159,600株 | 2017.3.31~2022.3.30 | 1円 |
| 第62回 | 2014.11.18 | 26,757個 | 2,675,700株 | 2016.11.18~2021.11.17 | 738円 |
| 第63回 | 2015.6.5 | 8,897個 | 889,700株 | 2016.4.20~2021.4.19 | 1円 |
| 第64回 | 2015.6.5 | 15,341個 | 1,534,100株 | 2017.4.20~2022.4.19 | 1円 |
| 第65回 | 2015.6.5 | 24,962個 | 2,496,200株 | 2018.4.20~2023.4.19 | 1円 |
| 第68回 | 2015.11.18 | 25,688個 | 2,568,800株 | 2017.11.18~2022.11.17 | 802円 |
| 第69回 | 2016.6.7 | 15,246個 | 1,524,600株 | 2017.4.20~2022.4.19 | 1円 |
| 第70回 | 2016.6.7 | 26,017個 | 2,601,700株 | 2018.4.20~2023.4.19 | 1円 |
| 第71回 | 2016.6.7 | 55,976個 | 5,597,600株 | 2019.4.20~2024.4.19 | 1円 |
| 第72回 | 2016.6.7 | 4,817個 | 481,700株 | 2016.10.30~2021.10.29 | 1円 |
| 第73回 | 2016.6.7 | 1,054個 | 105,400株 | 2017.4.30~2022.4.29 | 1円 |
| 第74回 | 2016.11.11 | 25,364個 | 2,536,400株 | 2018.11.11~2023.11.10 | 593円 |
| 第75回 | 2017.6.9 | 20,898個 | 2,089,800株 | 2018.4.20~2023.4.19 | 1円 |
| 第76回 | 2017.6.9 | 43,953個 | 4,395,300株 | 2019.4.20~2024.4.19 | 1円 |

| 新株予約権の名称 | 割当日 | 新株予約権の数 | 新株予約権の目的となる普通株式の数 | 新株予約権の行使期間 | 新株予約権の行使価額(1株当たり) |
|----------|------------|---------|-------------------|-----------------------|-------------------|
| 第77回 | 2017.6.9 | 45,088個 | 4,508,800株 | 2020.4.20~2025.4.19 | 1円 |
| 第78回 | 2017.6.9 | 8,538個 | 853,800株 | 2021.4.20~2026.4.19 | 1円 |
| 第79回 | 2017.6.9 | 8,513個 | 851,300株 | 2022.4.20~2027.4.19 | 1円 |
| 第80回 | 2017.6.9 | 1,362個 | 136,200株 | 2023.4.20~2028.4.19 | 1円 |
| 第81回 | 2017.6.9 | 1,362個 | 136,200株 | 2024.4.20~2029.4.19 | 1円 |
| 第82回 | 2017.6.9 | 4,538個 | 453,800株 | 2017.10.30~2022.10.29 | 1円 |
| 第83回 | 2017.6.9 | 639個 | 63,900株 | 2018.4.30~2023.4.29 | 1円 |
| 第84回 | 2017.11.17 | 25,255個 | 2,525,500株 | 2019.11.17~2024.11.16 | 684円 |
| 第85回 | 2018.11.20 | 25,552個 | 2,555,200株 | 2020.11.20~2025.11.19 | 573円 |

- (注) 1. 各新株予約権は、すべて現金報酬に代わるストック・オプションとして、金銭による払込みを要しない形で発行しています。
2. 各新株予約権の譲渡には取締役会の承認を要します。
3. 各新株予約権の一部行使はできません。また、権利行使制限期間中に退職等により役員または使用人の地位を失った場合は、原則として権利を失います。
4. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる普通株式の数は当事業年度末日現在の数であります。
5. 第1回ないし第44回、第66回および第67回新株予約権は、権利行使、権利失効および行使期間の終了等により、すべて消滅いたしました。

2. 当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権等の状況

| 取締役および執行役（社外取締役を除く） | | | | | |
|---------------------|---------|------|----------|---------|------|
| 新株予約権の名称 | 新株予約権の数 | 保有人数 | 新株予約権の名称 | 新株予約権の数 | 保有人数 |
| 第46回 | 49個 | 2人 | 第61回 | 626個 | 4人 |
| 第47回 | 172個 | 4人 | 第63回 | 391個 | 4人 |
| 第48回 | 228個 | 5人 | 第64回 | 756個 | 5人 |
| 第53回 | 241個 | 3人 | 第65回 | 754個 | 5人 |
| 第54回 | 240個 | 3人 | 第69回 | 1,163個 | 6人 |
| 第56回 | 173個 | 2人 | 第70回 | 1,158個 | 6人 |
| 第57回 | 348個 | 3人 | 第71回 | 1,696個 | 9人 |
| 第58回 | 760個 | 4人 | 第75回 | 1,180個 | 6人 |
| 第59回 | 206個 | 3人 | 第76回 | 1,352個 | 7人 |
| 第60回 | 206個 | 3人 | 第77回 | 1,349個 | 7人 |

- (注) 1. 新株予約権の数は当事業年度末日現在の数であります。
2. 社外取締役に対してはストック・オプションを付与していません。

3. 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況

| 新株予約権の名称 | 当社使用人 (当社の取締役または執行役を兼ねている者を除く) | | 当社の子会社の取締役、執行役および使用人等 (当社の取締役、執行役または使用人を兼ねている者を除く) | |
|----------|-----------------------------------|------|---|--------|
| | 新株予約権の数 | 保有人数 | 新株予約権の数 | 保有人数 |
| 第85回 | — | — | 25,565個 | 1,204人 |

- (注) 新株予約権の数および保有人数は交付日現在の数であります。

4. その他の重要な事項

2019年5月16日、当社は譲渡制限株式ユニット（以下「RSU」）を当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等に付与することを決議いたしました。

| | |
|-------------|--------------------------------|
| 付与されるRSUの総数 | 33,786,200個 (33,786,200株相当) |
|-------------|--------------------------------|

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況（2019年3月31日現在）

| 氏名 | 地位および担当 | 重要な兼職状況 |
|-----------------------------------|---------------------------------|---|
| 古賀 信行 | 取締役会長 指名委員（委員長） 報酬委員（委員長） | 野村證券株式会社取締役（*1） 神奈川開発観光株式会社代表取締役社長 |
| 永井 浩二 | 取締役 代表執行役社長 グループCEO | 野村證券株式会社取締役会長（*1） |
| 永松 昌一 | 取締役 代表執行役副社長 | 野村證券株式会社取締役（*1、*2） |
| 木村 宏 | 社外取締役 指名委員 報酬委員 | 日本たばこ産業株式会社社友 株式会社IHI社外取締役 |
| 石村 和彦 | 社外取締役 指名委員 報酬委員 | AGC株式会社取締役会長 TDK株式会社社外取締役 株式会社IHI社外取締役 |
| 島崎 憲明 | 社外取締役 監査委員（委員長） | 株式会社ロジネットジャパン社外取締役 野村證券株式会社取締役（*1） |
| 園 マリ | 社外取締役 監査委員 | 該当なし |
| 宮下 尚人 | 取締役 監査委員（常勤） | 野村アセットマネジメント株式会社取締役（*1、*2） 野村信託銀行株式会社取締役（*1、*2） 野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社監査役（*1） |
| Michael Lim Choo San [マイケル・リム] | 社外取締役 | Fullerton Healthcare Corporation Limited ノン・エグゼクティブ・チェアマン Nomura Singapore Ltd. ノン・エグゼクティブ・チェアマン（*1） |
| Laura Simone Unger [ローラ・アンガー] | 社外取締役 | CIT Group Inc. インディペンデント・ディレクター Navient Corporation インディペンデント・ディレクター Nomura Securities International, Inc. インディペンデント・ディレクター（*1） |

- (注) 1. 取締役 木村宏、石村和彦、島崎憲明、園マリ、Michael Lim Choo SanおよびLaura Simone Ungerは会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
2. 監査委員（委員長）である取締役 島崎憲明は米国企業改革法に基づく財務専門家であり、また、監査委員である取締役 園マリは公認会計士であり、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査委員会による監査がより実効的に行われることを期待し、野村グループの業務に精通した取締役 宮下尚人を常勤の監査委員として選定しております。
4. *1の記載がある会社は当社の100%子会社（間接所有を含む。）です。
5. *2の記載のある役職は、当事業年度の終了後、本事業報告作成日現在までの間に退任したもの、または本事業報告作成日現在において退任が予定されているものです。なお、取締役 木村宏は2019年3月28日付でAGC株式会社を、取締役 島崎憲明は2019年3月30日付で株式会社UKCホールディングスを退任いたしました。
6. 社外取締役の兼職先（*1を除く）と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。
7. 当社は、取締役 木村宏、石村和彦、島崎憲明、園マリ、宮下尚人、Michael Lim Choo SanおよびLaura Simone Ungerと会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

2. 社外役員に関する事項

(社外役員の活動の状況)

| 氏名 | 主な活動状況 |
|-----------------------------------|--|
| 木村 宏 | 当事業年度に開催された取締役会10回、指名委員会6回および報酬委員会4回のすべてに出席し、長年の企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。 |
| 石村 和彦 | 取締役、指名委員および報酬委員就任後に開催された取締役会8回、指名委員会5回および報酬委員会3回のすべてに出席し、長年の企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。 |
| 島崎 憲明 | 当事業年度に開催された取締役会10回および監査委員会17回のすべてに出席し、長年の企業経営者および国際的な会計制度に精通した専門家としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。 |
| 園 マリ | 当事業年度に開催された取締役会10回および監査委員会17回のすべてに出席し、企業会計の専門家としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。 |
| Michael Lim Choo San [マイケル・リム] | 当事業年度に開催された取締役会10回のすべてに出席し、国際的な会計制度に精通した専門家としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。 |
| Laura Simone Unger [ローラ・アンガー] | 取締役就任後に開催された取締役会8回のすべてに出席し、金融関連の法制度に精通した専門家としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。 |

上記のほか、社外取締役のみをメンバーとする社外取締役会議が開催されており、当社の事業およびコーポレート・ガバナンスに関する事項等について議論を行っております。

3. 執行役の状況 (2019年3月31日現在)

| 氏名 | 地位および担当 | 重要な兼職状況 |
|--------|---|--|
| 永井 浩二 | 取締役 代表執行役社長 グループCEO | 「1. 取締役の状況」参照 |
| 永松 昌一 | 取締役 代表執行役副社長 | 「1. 取締役の状況」参照 |
| 尾崎 哲 | 執行役副会長 | 野村証券株式会社取締役 |
| 森田 敏夫 | 執行役 グループCo-CEO | 野村証券株式会社取締役兼代表執行役社長 |
| 奥田 健太郎 | 執行役 グループCo-CEO兼米州地域ヘッド (ニューヨーク駐在) | 野村証券株式会社取締役兼執行役副社長 |
| 渡邊 国夫 | 執行役 アセット・マネジメント部門長 | 野村アセットマネジメント株式会社取締役、CEO兼執行役社長 |
| 北村 巧 | 執行役 財務統括責任者 (CFO) | 野村証券株式会社執行役 |
| 中田 裕二 | 執行役 グループ・エンティティ・ストラクチャー 担当兼Co-CRO | 野村証券株式会社代表執行役副社長 野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社取締役 |

(注) 1. 2019年3月31日付で、執行役 尾崎哲および渡邊国夫は執行役を辞任いたしました。

2. 2019年4月1日付で、中川順子および寺口智之が執行役に就任しております。

(ご参考) 2019年5月1日付の執行役の状況は以下のとおりです。

| | | | | | |
|--------|----------|------------|-------|-----|---------------------|
| 永井 浩二 | 代表執行役社長 | グループCEO | 中川 順子 | 執行役 | アセット・マネジメント部門長 |
| 永松 昌一 | 代表執行役副社長 | | 北村 巧 | 執行役 | 財務統括責任者 (CFO) |
| 奥田 健太郎 | 執行役副社長 | グループCo-CEO | 中田 裕二 | 執行役 | リスク管理統括責任者 (CRO) |
| 森田 敏夫 | 執行役 | グループCo-CEO | 寺口 智之 | 執行役 | コンプライアンス統括責任者 (CCO) |

4. 取締役および執行役ごとの報酬等の総額

| 区分 | 人数(注1) | 基本報酬等(注2,3) | 賞与 | 当事業年度以前の繰延報酬(注4) | 合計 |
|----------------|-------------|--------------------|----------|------------------|--------------------|
| 取締役 (うち、社外) | 10名 (8名) | 251百万円 (127百万円) | － (－) | 42百万円 (－) | 293百万円 (127百万円) |
| 執行役 | 8名 | 607百万円 | － | 466百万円 | 1,073百万円 |
| 合計 | 18名 | 858百万円 | － | 508百万円 | 1,366百万円 |

- (注) 1. 上記人数には、2018年6月に退任した取締役2名を含んでおります。期末日現在の人員は、取締役8名、執行役8名です。なお、取締役と執行役の兼任者については、上表では執行役の欄に人数と報酬を記入しております。
2. 基本報酬等の額858百万円には、その他の報酬(通勤定期券代等)として支給された報酬112万円が含まれております。
3. 基本報酬等のほかに、執行役に対して社宅関連費用(社宅課税額および課税調整額等)として24百万円を支給しております。
4. 当事業年度以前に付与された繰延報酬(ストック・オプション等)のうち、当事業年度において会計上の費用として計上された金額をここに示しております。
5. 上記のほか、当事業年度において社外取締役に對し、当社の子会社の役員としての報酬等を当該子会社が合計49百万円支給しております。
6. 当社は2001年に退職慰労金制度を廃止しております。

5. 報酬委員会による取締役および執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する事項

(1) 方針の決定の方法

当社は指名委員会等設置会社であるため、会社法の定めるところにより、報酬委員会が「野村グループの報酬の基本方針」および「取締役および執行役にかかる報酬の方針」を決定しております。

(2) 野村グループの報酬の基本方針

野村グループの報酬の基本方針は以下のとおりです。

野村グループがグローバルな競争力を備えた金融サービス・グループとして確固たる地位を築く上で、最大の財産となるのは人材である。優秀な人材を確保・維持し、動機付け、育成するため、グループの役員および社員に関する「報酬の方針」を定める。これにより、グループの持続的な成長を達成し、株主価値の長期的な増大を実現し、顧客に付加価値をもたらす、グローバルな競争力を発揮し、ひいては野村の評価を高めることが可能になると考えている。

「報酬の方針」は次の6つのポイントからなる。

①野村が重視する価値および戦略との合致

- ・野村グループの戦略目標に即した成果に結びつくように報酬を設計する。
- ・報酬の水準と体系は、各ビジネスラインのニーズを踏まえ、マーケットにおける優秀な人材の確保に有効なものとする。
- ・野村の重視する価値の支えとなる人材を育成する。

②会社、部門、個人の業績の反映

- ・「ペイ・フォー・パフォーマンス(業績に応じた支払い)」等を基本的な原則とし、個人の属性にかかわらず、優秀な人材に対し動機付け、報いていく。
- ・グループ全体の業績を勘案するとともに、持続的な成長、コワーク、顧客志向の考え方も重視しながら、全体の報酬をコントロールする。これにより、戦略的な投資を適切に管理しつつ、マーケットにおいて競争力のある報酬慣行を維持する。
- ・個人の報酬については、グループ全体、部門および個人の業績を適切に反映しながら、ビジネス戦略お

よびマーケット動向を踏まえて決定する。

- ・個人の報酬決定の基礎となるのは、有効かつ厳密な業績評価のプロセスおよびそれを支えるシステムである。

③ リスクを重視した適切な業績測定

- ・報酬は収入のみで決定されるものではない。野村の経営情報および業績評価のシステムとプロセスにおいては、リスク調整後の利益を重視していく考えである。
- ・また、業績評価にあたり、部門を超えたコワーク、リスク管理、野村の重視する価値との整合性、コンプライアンス等の定性的な要因も重視する。
- ・業績を測定する際には、各ビジネスのニーズを反映し、またビジネスに付随するリスクを考慮する。リスクには、マーケット・リスク、クレジット・リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスク等が含まれる。
- ・報酬決定のためにリスクを評価し、測定するにあたっては、リスク管理部門および財務部門の意見およびアドバイスを得るものとする。

④ 株主との利益の一致

- ・グループの経営幹部および高額報酬の社員の報酬は、株主価値とリンクした経営指標の達成度合いを反映すべきである。
- ・一定以上の報酬を受取る役員および社員に対しては、報酬の一部を株式関連報酬とし、かつ適当な権利制限期間を設けることにより、株主との利益の一致を図る。

⑤ 適切な報酬体系

- ・報酬体系は人材の成長・発展を促すものでなければならない。それは実力主義に基づき、業績を反映し、かつ常に公正さが保たれていなければならない。

- ・一定以上の報酬を受取る役員および社員については、報酬の相当部分を繰延払いとし、短期的な利益とより長期的なグループ経営とのバランスを保つものとする。
- ・繰延べられた報酬は、重大な収益の変更やその他野村のビジネスに大きな損害を及ぼす事態が起きた場合には、没収または「クローバック」に服するものとするべきである。
- ・報酬が高いほど繰延払いの比率は高くなる。また、繰延べられた報酬の一部は、適当な権利制限期間のある株式関連報酬等、中長期的なインセンティブプランの形で支払う。
- ・賞与・報酬額の保証は、新規採用や戦略的な事業目的等の限られた場合でのみ行うものとする。また、複数年の保証は原則的には行わないようにする。
- ・経営幹部に対する特別または高額な退職金または退職（セベランス）パッケージの保証は行わないものとする。
- ・会社として全ての業務分野を尊重し、組織および規制当局・政府のニーズを踏まえた報酬の支払体系を構築すべく努力する。

⑥ ガバナンスとコントロール

- ・本方針の制定および改廃は、非常勤の社外取締役が過半を占める野村ホールディングスの報酬委員会の承認を必要とする。
- ・野村ホールディングスの取締役および執行役の報酬に関する方針ならびに個別の額については、本方針に沿った範囲で、野村ホールディングスの報酬委員会が決定する。
- ・経営幹部の契約について、本方針に沿った内容となっているかどうかを確認・承認するプロセスを全社ベースで導入する。ここでは人事部門が事務局機能

を果たし、財務部門、リスク管理部門、地域の報酬委員会の関与も得ながら、内容を経営会議でレビューするものとする。

- ・リスク管理部門およびコンプライアンス部門の社員の報酬は、ビジネス部門から独立して決定されるものとする。
- ・報酬委員会は、報酬体系および水準を議論するにあたっては、必要に応じて専門機関のアドバイスを受けるものとする。

(3)取締役および執行役にかかる報酬の方針

取締役および執行役にかかる報酬の方針は以下のとおりです。

取締役および執行役の報酬は、ベースサラリー、年次賞与、長期インセンティブプランで構成されるものとする。

①ベースサラリー

- ・ベースサラリーは、各取締役・執行役の経歴・職歴および職務ならびに関連する業界の水準等を参考に決定する。
- ・ベースサラリーの一部を株式関連報酬の形で支払うことがある。この場合、株式関連報酬には一定の権利行使制限期間を設けることにより、株主との中長期的な利益の一致を図るものとする。

②年次賞与

- ・年次賞与は、グループ全体の業績、部門業績といった定量的な要素に加え、個人毎の目標達成度、貢献度等の定性的な要素も考慮して決定する。
- ・年次賞与の水準に応じて、一部の支払いを将来に繰延べることがある。また、株主との中長期的な利益の一致を図るため、繰延べた賞与の一部を現金では

なく、一定の権利行使制限期間を設けた株式関連報酬で支払うことがある。このように繰延べた報酬については、一定の事由に該当する場合、支給しない、ないし没収する場合がある。

③長期インセンティブプラン

- ・個人毎の職務および業績に応じて長期インセンティブプランを提供することがある。
- ・長期インセンティブプランは、一定の業績を達成した場合に支払われるものとする。また、その支払い形態としては、株主との中長期的な利益の一致を図るため、一定の権利行使制限期間を設けた株式関連報酬等を利用する。

V 会計監査人に関する事項

1. 名称 EY新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

2. 報酬の額等

| 項目 | 支払額 |
|--|----------|
| (1) 報酬等の額 | 856百万円 |
| (2) 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 1,357百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社および当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外に、顧客資産の分別保管に関する法令遵守の検証業務等についての対価を支払っております。
3. 海外にある当社の重要な連結子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
4. 監査委員会は、財務統括責任者（CFO）、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、会計監査人の監査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査法人の品質管理体制の整備状況および報酬見積もりの算出根拠等について確認しました。また、監査委員会は、米国企業改革法（サーベンス・オクスリー法）第202条等に基づく事前承認手続きを行っております。監査委員会は、これらの確認および手続きの結果を踏まえ、会計監査人の報酬等について検証を行い、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

3. 解任または不再任の決定の方針

- (1) 会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合、監査委員会は会計監査人の解任を検討し、解任が相当であると認められるときは、監査委員会の委員全員の同意により会計監査人を解任します。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告します。
- (2) 監査委員会が、会計監査人に適正性の面で問題があると判断する場合、またはより適切な監査体制の整備が必要であると判断する場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の提出議案とします。

Ⅵ 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容および当該体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制に関する取締役会決議の内容および当期における当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

<野村ホールディングスにおける業務の適正を確保するための体制>

当社は、当社および野村グループの業務の適正を確保するため、以下の体制（以下「内部統制システム」という）を取締役会において定め、定期的にこれを評価し、必要な場合には見直しを行う。取締役会は、取締役および執行役の職務の執行の監督および野村グループの経営の基本方針の策定等を通じて業務の適正を確保するほか、執行役による内部統制システムの整備・運用状況をモニタリングし、必要に応じてその改善を求める。

さらに、取締役会は、顧客の利益の重視・社会的使命の十分な自覚・法令等の遵守・社会貢献活動への取組みなど、野村グループの役職員すべてが遵守すべき行動規範として「野村グループ倫理規程」を定め、これを徹底させるものとする。

〈1. 監査委員会に関する事項〉

監査委員会は、法令に定める権限を行使し、会計監査人および監査法人ならびに社内の組織を利用して、取締役および執行役の職務の執行の適法性・妥当性・効率性について監査を行い、野村グループの業務の適正の確保に資するものとする。

1. 職務を補助する取締役および使用人

- (1) 取締役会は、執行役を兼務しない常勤の取締役の中から、「監査特命取締役」を任命することができる。監査特命取締役は、監査委員会の監査を補助し、取締役会による取締役および執行役の職務の執行の監督を効果的に行うため、監査委員会の指示に従って職務を行う。
- (2) 監査委員会および取締役の職務を補助するため、取締役会室を置く。取締役会室の使用人の人事考課は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員が行う。取締役会室の使用人に係る採用、異動、懲戒については、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の同意を得なければならない。

〈運用状況の概要〉

当社は、取締役の職務を補助する部署として取締役会室を設置しております。なお、業務執行からの独立性を確保するため、同室の使用人の人事考課は監査委員会が選定する監査委員が行っております。

2. 野村グループの監査体制

- (1) 当社は、監査委員会が子会社の監査委員会等と連携して監査を実施することができるよう、持株会社である当社を中心としたグループ監査体制を構築する。
- (2) 監査委員会は、必要に応じて子会社の監査委員会等と連携し、野村グループの業務の適法性・妥当性・効率性について監査を行う。

〈運用状況の概要〉

当社の監査委員会は、原則として子会社である野村證券の監査委員会と合同で開催しております。さらに、国内の子会社の監査役や監査委員を、当社の常勤監査委員や野村證券の監査特命取締役等が兼務することで密接に連携を図っております。また、野村グループでは海外3地域（欧州、米州、アジア）のそれぞれを統括する持株会社に監査委員会を設けており、当社の監査委員会はそれらの長と各地域の監査業務上の課題や問題意識に関する情報共有を行っております。

3. 監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監査委員会の選定する監査委員または監査特命取締役は、経営会議等重要な会議に出席または陪席することができる。
- (2) 監査委員会は、会計監査人および財務諸表の監査を行う監査法人から、期初の監査計画、期中の監査状況、期末の監査結果、財務報告に係る内部統制の状況について説明を求めることができる。また、監査委員および監査特命取締役は、会計監査人および財務諸表の監査を行う監査法人と必要に応じて意見交換を行うことができる。
- (3) 監査委員会が選定する監査委員は、必要に応じて自らまたは他の監査委員もしくは監査特命取締役を通じて、当社または当社の子会社に対する実査を行うことができる。

- (4) 監査委員会は、監査の実施にあたり必要に応じて、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用することができる。

〈運用状況の概要〉

監査委員会の選定する監査委員は、経営会議や内部統制委員会等の重要な会議に出席または陪席していません。

監査委員会は、会計監査人および財務諸表の監査を行う監査法人であるEY新日本有限責任監査法人から期初の監査計画、期中の監査状況、期末の監査結果および財務報告に係る内部統制の状況について直接説明を受けております。加えて、監査委員が必要に応じて会計監査人に意見を求めるなど、会計監査人と意見交換を行っております。

また、監査委員は、自ら野村證券の営業店等の往査、野村證券以外の子会社往査を行っているほか、子会社往査を行った野村證券の監査委員または監査特命取締役から報告を受けております。

なお、監査委員会は、外部の弁護士と顧問契約を締結し、必要に応じて当該弁護士に専門的意見を求めることができる体制を整えております。

4. 内部監査部門との連携

- (1) 内部監査に係る実施計画および予算の策定ならびに内部監査部門の責任者の選解任については、監査委員会または監査委員会の選定する監査委員の同意を得なければならない。

- (2) 監査委員会は、監査委員の内部統制委員会への出席、内部監査の実施状況等に関する報告の聴取、内部監査に係る実施計画の変更・追加監査の実施・改善策の策定等に関する報告等の活動を通じて、内部監査部門と連携を図るものとする。

〈運用状況の概要〉

監査委員が出席する内部統制委員会は、野村グループの業務運営体制に係る内部統制の整備および評価に関する基本事項ならびに企業行動の適正化に関する事項について審議・決定しております。

また、監査委員会は、内部監査を担当する執行役員から直接または監査委員を通じて、内部監査体制の整備・運用状況、内部監査の実施状況等について適宜報告を受けるなど、内部監査部門との連携を行っております。

Ⅱ. 執行役に関する事項)

1. コンプライアンス体制

- (1) 野村グループ倫理規程の遵守および徹底

執行役は、「野村グループ倫理規程」を遵守することを宣誓し、もって定款および法令諸規則に照らして適法な経営を推進するとともに、執行役員および使用人に対し同規程の周知を図り、その遵守を徹底する。

- (2) コンプライアンス体制の整備

執行役は、コンプライアンスに関する規程の整備、所管部署および責任者の設置等、野村グループにおけるコンプライアンス体制の整備に努めるものとする。また、社会倫理および社会正義に照らして疑義があると思料する事案に関する是正対応、ならびに遵法精神および社会常識を踏まえた使用人による業務の取組みを徹底するための業務管理者等、コンプライアンス責任者を野村グループ各社に置き、もって法令諸規則等を遵守した職務の執行を推進する。

- (3) コンプライアンス・ホットライン

①執行役は、野村グループにおける会計および会計監査に関する事項を含む法令遵守上疑義のある行為等について、使用人が、当社の取締役会において指名

する者に直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置する。

- ②執行役は、コンプライアンス・ホットラインに対する匿名の通報および通報内容の機密保持を保障する。

- (4) 反社会的勢力との関係断絶

野村グループは反社会的勢力または団体との一切の取引を行わないものとし、執行役はそのために必要な体制の整備を行う。

〈運用状況の概要〉

当社は、創業以来受け継がれる「創業の精神」に基づき「野村グループ企業理念」および「野村グループ倫理規程」を定めております。野村グループの役職員は、毎年1回、グループのコンプライアンスの基本方針を規定する「野村グループ倫理規程」の遵守を宣誓しております。また、「野村『創業理念と企業倫理』の日」を定め、毎年この日に、野村グループの創業理念と企業倫理について考え、不祥事を二度と起こさないことを野村グループ全体で決意するための取組みを実施しております。当期は、「お客様本位の業務運営」や「野村グループ企業理念」を象徴するコーポレート・スローガンである「目指すのは、“今”以上の“未来”。」について、野村グループの役職員で議論し、野村グループ全体で一丸となって「“今”以上の“未来”」を目指すことを再確認しました。

当社では、「組織規程」および「グループ・コンプライアンス規程」に基づき、グループ・コンプライアンス統括責任者を選任し、それを補助するグループ・コンプライアンス部を設置しております。また、グローバルなビジネス展開に対応した内部管理体制の強化、および海外拠点を含むグループ各社におけるコンプライアンス体制の整備・維持のため、各社および海外各地域にコンプライアンス責任者を設けております。

社員が法令違反の疑いのある行為等に気付いた場合には、その情報を社内外の通報受領者に直接提供する手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置し、社員に周知しております。情報提供の手段は問わず、匿名での情報提供も可能とされ、情報提供に関する秘密は

厳守されております。

野村グループでは、「野村グループ倫理規程」の中で、反社会的勢力との一切の取引を行わない旨を定めており、反社会的勢力との関係をすべて遮断することを基本方針としております。これに則り、組織的な対応を推進するための統括部署を設置し、関連情報の収集・蓄積および厳格な管理を行うと同時に、弁護士や警察等と適宜相談・連携しながら、反社会的勢力を排除し、適正な企業行動を確保するための対応を行っております。また、野村グループにおけるマネー・ローンダリング等への取組みを俯瞰し、一元的に管理する組織として、2018年4月1日付で当社に「マネー・ローンダリング対策室」を設置して、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の高度化に取り組んでおります。

2. リスク管理体制

- (1) 執行役は、市場リスク、信用リスク、流動性リスクおよびオペレーショナル・リスク等を中心とする、野村グループの業務の執行に係る種々のリスクの識別・評価・監視・管理の重要性を認識し、野村グループ各社においてその把握と管理に努める。
- (2) 執行役は、リスク管理に関する規程の整備、所管部署および責任者の設置等、野村グループのリスク管理の実効性を維持する体制の整備に努めるものとする。
- (3) 執行役は、野村グループにおけるリスク管理体制の整備状況について統合リスク管理会議に報告する。統合リスク管理会議においては、当該報告に基づき野村グループ全体におけるリスク管理の状況を分析し、業務に係る最適なリスク管理体制を構築するために、適切な対策を講じる。
- (4) 執行役は、自然災害またはシステム・ダウン等の危機に対する予防措置および緊急時の対策等の基本原則を定めることにより、危機を予防または回避し、顧客および野村グループの役職員の安全確保、営業資産の保全、ならびに被害の軽減および早期復旧を図る体制を整備する。

(運用状況の概要)

野村グループでは、経営理念に基づき戦略的目標および事業計画の達成のために許容するリスクの種類と最大限のリスク量をリスク・アペタイトとして定めて野村グループの事業遂行に伴うリスクを把握・管理しております。

リスク管理に関する基本原則、枠組みおよびガバナンスを規定し、もって野村グループの適切なリスク管理および財務の健全性確保に資することを目的として、「リスク管理規程」を定めております。リスク管理を担当する部署は、ビジネスの執行を行う部署から独立した組織として構成され、リスク管理全般を統括するチーフ・リスク・オフィサー（CRO）の指揮に基づき、業務の執行に係る種々のリスクの識別・評価・監視・管理を行っております。

業務運営から生じるリスクは、リスク・アペタイトの範囲内に抑制するという基本方針のもと、経営会議または経営会議から委任を受けた統合リスク管理会議が、リスク管理に関する重要事項を審議し、決定しております。

また、当社は、野村グループにおける危機管理の基本原則を「野村グループ危機管理規程」に定めております。野村グループ各社においては、同規程に基づき、危機管理責任者が選任され、各社の危機管理の基本方針を定め、危機管理対策を審議しております。さらに当社は、野村グループ危機管理委員会を設置し、国内、海外における有事の際の業務継続対応をはじめ、グローバル・ベースでの危機管理態勢の整備を進めております。同委員会の決議内容は経営会議に対して報告されません。

3. 職務執行に関する報告体制

- (1) 執行役は、取締役会に対し、3カ月に1回以上、自己の職務の執行の状況について報告を行うほか、野村グループの役職員による報告体制を整備する。
- (2) 執行役は、定期的に監査委員会に対して直接、または監査委員もしくは監査特命取締役を通じて以下に掲げる事項を報告する。

- ①内部監査の実施状況およびその結果ならびに改善状況
 - ②コンプライアンス体制の整備運用状況
 - ③リスク管理状況
 - ④四半期毎の決算の概要および重要事項（重要な会計方針の選択または適用に関する事項ならびに財務報告に関する内部統制手続に関する事項を含む。）
 - ⑤コンプライアンス・ホットラインの運用状況および受領した通報内容
- (3) 執行役、執行役員および使用人は、監査委員会が選定する監査委員または監査特命取締役からその職務の執行に関する事項の報告を求められた場合、当該事項につき速やかに報告を行う。
- (4) 取締役、執行役および執行役員は、以下に掲げる事項を知った場合、直ちに監査委員または監査特命取締役に報告を行う。また、当該事項を知った者が執行役または執行役員である場合は、同時に経営会議に対しても報告を行う。経営会議は当該事項について審議を行い、必要と認める場合、その結果に基づき、適切な対策を講じるものとする。
- ①野村グループ各社における重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項
 - ②野村グループ各社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上の諸問題
 - ③規制当局からの命令その他野村グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- (5) 当社は、野村グループの役職員が前項各号に掲げる事項を発見した場合、直ちに、監査委員または監査特命取締役に対して、直接または間接に報告が行われる体制を整備するものとする。
- (6) 当社は、前二項に規定する報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、必要な措置を講じるものとする。

〈運用状況の概要〉

執行役は、毎回の取締役会において経営会議の審議状況、グループの財務状況、各部門における業務執行の状況について報告を行っております。また、執行役は、監査委員会に対して直接、または監査委員を通じて各々の業務執行状況等について報告しております。加えて、執行役、執行役員および使用人は、監査委員からその職務の執行に関する事項の報告を求められた場合、当該事項について速やかに報告を行っております。

当社は、野村グループの全役職員に対して、法令や社内規定に違反する疑いのある行為等を発見した場合は、速やかに各社所定の者に報告を行わなければならないことを、定期的に周知、徹底しております。また、野村グループでは、「野村グループ・コンプライアンス・ホットライン運営規程」、「野村グループ倫理規程」等により、当該報告を行ったことを理由とする解雇、降格、減給、その他不利益な取扱いを禁止しているほか、野村グループの全役職員に対して、そのような不利益な取扱いが禁止されていることを周知、徹底しております。

4. 職務執行の効率性を確保するための体制

- (1) 執行役は、取締役会において定められた経営機構および執行役の職務分掌に基づいて野村グループの経営戦略および業務執行の決定ならびに業務執行を行う。
- (2) 執行役は、執行役員の職務分掌および使用人の職務権限を定め、執行役員および使用人の責任と権限を明確にし、もって効率的な職務執行体制および職務の執行の責任体制を確立する。
- (3) 取締役会決議に基づき執行役に業務の執行の決定を委任された事項のうち、一定の重要事項については、経営会議等の会議体における審議・決定、または稟議手続を経て決定する。

- (4) 経営会議は、各部門および各地域の事業計画ならびに予算申請を踏まえ、必要な経営資源の配分の決定または見直しを行い、野村グループの効率的な運営を確保する。

〈運用状況の概要〉

当社における業務執行の決定は、法令の定める範囲内で、取締役会から権限を委譲された執行役が機動的・効率的に行うこととしております。また、高度化・専門化する金融業務における業務執行体制の一層の強化を図るため、執行役から業務執行権限の一部の委譲を受けた執行役員が個々の担当分野のビジネス、オペレーションを担っております。

取締役会の決議により執行役に委任された事項のうち、特に重要な業務執行の決定については経営会議、統合リスク管理会議、内部統制委員会等の会議体を設置し、審議・決定しております。これらの会議体での審議状況について、取締役会は、各会議体から3カ月に1回以上の報告を受けております。経営会議は、経営戦略および予算ならびに経営資源の配分をはじめとする、野村グループの経営に係る重要事項について審議・決定しております。

5. 情報の保存および管理に関する体制

- (1) 執行役は、重要な会議の議事録、会議録、稟議書、契約書、計算関係書類その他の重要な文書（電磁的記録を含む。）について、関連資料とともに少なくとも10年間保管し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- (2) 執行役は、財務情報を含む野村グループの非公開情報を保護するとともに、外部への公平かつ適時・適切な情報開示を促進し、顧客、株主および投資家等からの信頼を確保するための体制を整備する。

〈運用状況の概要〉

重要な会議の議事録、会議録、稟議書、契約書、計算関係書類その他の重要な文書（電磁的記録を含む。）については、いずれも関係法令および関連する社内規定ならびに契約等に従って適切に保管し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。

野村グループでは、顧客、株主および投資家等からの信頼を確保するため、金融商品取引法や取引所規則等の適時開示に係る関連法規則を遵守し、野村グループ各社に関する非公開情報を保護するとともに、外部への公平かつ適時・適切な情報開示を促進することを基本方針としております。上記方針のもと、当社では「野村グループ情報開示に関するグローバル指針」を制定し、同指針に基づき情報開示委員会を設置しております。グループ広報担当執行役員を委員長とする同委員会は、「野村グループ情報開示に関するグローバル指針」の内容を役職員に周知、徹底しているほか、情報開示に関するガイドラインを策定・実施するなど、公平かつ適時・適切な情報開示を行う体制を整備しております。

6. 内部監査体制

- (1) 執行役は、内部監査を担当する部署を設置し、内部監査を実施することにより、野村グループの業務全般にわたる内部統制の有効性および妥当性を確保する。
- (2) 内部統制委員会は、野村グループの内部統制に係る基本事項、内部監査に係る年次計画、実施状況およびその結果について審議または決定する。
- (3) 執行役は、内部統制委員会に対し、野村グループにおける内部監査の実施状況およびその結果について、3カ月に1回以上報告を行う。

〈運用状況の概要〉

内部統制の有効性および妥当性を確保するため、当社にグループ・インターナル・オーディット部を、傘下の主要な子会社にも内部監査の専任部署を設置しております。これらの内部監査部門が業務執行から独立して内部監査を行い、業務改善の勧告、提言等を行っております。内部監査にかかる年次計画、実施状況およびその結果は、監査委員も出席する内部統制委員会において審議、報告され、内部統制委員会の内容は取締役会に対して報告されております。

〈Ⅲ. 野村グループの内部統制システム〉

- (1) 執行役は、野村グループ各社に対して当社の内部統制システムの内容を徹底の上、自社の実情を踏まえた内部統制システムの整備を行わせることにより、野村グループの業務の適正を確保する。
- (2) 執行役は、Ⅰ～Ⅲに定める各体制の整備を含め、当社の財務報告に係る内部統制の有効性を確保する。

〈運用状況の概要〉

当社は、内部統制システムの改正のつど、改正内容および趣旨を野村グループ各社に徹底し、各社の実情に合わせた内部統制システムを整備するよう指導しております。また、当社は、重要な子会社を含めて財務報告上のリスクを把握し、それを踏まえて財務報告に係る内部統制システムの整備・運用を行っております。これらの整備・運用状況については、内部監査部門による評価ならびに監査法人の監査および評価を受けております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

〈ご参考〉

当社は、2019年1月31日および2019年4月25日開催の取締役会において、同体制の改正を決議いたしました。改正後の業務の適正を確保するための体制に関する取締役会決議の内容は当社の「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」(https://www.nomuraholdings.com/jp/company/cg/data/cg_report.pdf)に記載しております。

第115期末連結貸借対照表 (前期数値はご参考)

(単位：百万円)

| 科目 | 当 期 (2019年3月31日) | 前 期 (2018年3月31日) | 科目 | 当 期 (2019年3月31日) | 前 期 (2018年3月31日) |
|--|---------------------|---------------------|-----------------------------|---------------------|---------------------|
| (資 産 の 部) | | | (負 債 の 部) | | |
| 現 金 ・ 預 金 | 3,261,869 | 2,959,046 | 短 期 借 入 | 841,758 | 743,497 |
| 現金および現金同等物 | 2,686,659 | 2,354,639 | 支払債務および受入預金 | 3,768,038 | 3,567,655 |
| 定期預金 | 289,753 | 315,445 | 顧客に対する支払債務 | 1,229,083 | 1,176,773 |
| 取引所預託金およびその他の顧客分別金 | 285,457 | 288,962 | 顧客以外に対する支払債務(1) | 1,146,336 | 1,239,540 |
| 貸付金および受取債権 | 3,882,038 | 3,875,199 | 受入銀行預金 | 1,392,619 | 1,151,342 |
| 貸付金 | 2,544,218 | 2,462,503 | 担保付調達 | 16,684,403 | 16,696,994 |
| 顧客に対する受取債権 | 449,706 | 442,343 | 買戻条件付売却有価証券 | 15,036,503 | 14,759,010 |
| 顧客以外に対する受取債権(1)(2) | 892,283 | 973,867 | 貸付有価証券担保金 | 1,229,595 | 1,524,363 |
| 貸倒引当金 | △4,169 | △3,514 | その他の担保付借入 | 418,305 | 413,621 |
| 担保付契約 | 17,306,959 | 16,237,743 | トレーディング負債(2) | 8,219,811 | 8,202,936 |
| 売戻条件付買入有価証券 | 13,194,543 | 9,853,898 | その他の負債 | 858,867 | 950,534 |
| 借入有価証券担保金 | 4,112,416 | 6,383,845 | 長 期 借 入 | 7,915,769 | 7,382,507 |
| トレーディング資産およびプライベート・ エクイティ投資 | 14,385,789 | 14,980,156 | 負 債 合 計 | 38,288,646 | 37,544,123 |
| トレーディング資産(2) | 14,355,712 | 14,962,690 | コミットメントおよび偶発事象 | | |
| プライベート・エクイティ投資 | 30,077 | 17,466 | (資 本 の 部) | | |
| その他の資産 | 2,132,784 | 2,291,803 | 資 本 金 | 594,493 | 594,493 |
| 建物、土地、器具備品および設備 (2019年3月31日現在416,052百万円 2018年3月31日現在397,834百万円 の減価償却累計額控除後) | 349,365 | 338,984 | 授權株式数 6,000,000,000株 | | |
| トレーディング目的以外の負債証券 | 460,661 | 485,891 | 発行済株式数 | | |
| 投資持分証券 | 138,447 | 150,760 | 2019年3月31日現在 3,493,562,601株 | | |
| 関連会社に対する投資および貸付金 | 436,220 | 408,034 | 2018年3月31日現在 3,643,562,601株 | | |
| その他 | 748,091 | 908,134 | 発行済株式数(自己株式控除後) | | |
| | | | 2019年3月31日現在 3,310,800,799株 | | |
| | | | 2018年3月31日現在 3,392,937,486株 | | |
| | | | 資 本 剰 余 金 | 687,761 | 675,280 |
| | | | 利 益 剰 余 金 | 1,486,825 | 1,696,890 |
| | | | 累 積 的 そ の 他 の 包 括 利 益 | △29,050 | △59,356 |
| | | | 自 己 株 式 (取 得 価 額) | △108,968 | △157,987 |
| | | | 自己株式数 | | |
| | | | 2019年3月31日現在 182,761,802株 | | |
| | | | 2018年3月31日現在 250,625,115株 | | |
| | | | 当 社 株 主 資 本 合 計 | 2,631,061 | 2,749,320 |
| | | | 非 支 配 持 分 | 49,732 | 50,504 |
| | | | 資 本 合 計 | 2,680,793 | 2,799,824 |
| 資 産 合 計 | 40,969,439 | 40,343,947 | 負 債 ・ 資 本 合 計 | 40,969,439 | 40,343,947 |

(1) 機関投資家等の市場デリバティブ取引の執行および清算サービスにおいて、機関投資家等から受け入れた証拠金を中央清算機関に差し入れております。中央清算機関に差し入れられた証拠金は、従来、連結貸借対照表に計上されておりましたが、取引の性質を再検討し会計処理について見直しを行った結果、一定の条件を満たした証拠金は、当期よりオフ・バランス・シート取引として会計処理されております。これにより、前期において顧客以外に対する受取債権が237,000百万円、顧客以外に対する支払債務が237,000百万円それぞれ減少しております。

(2) 日本の一部のデリバティブ取引に対する日々の変動証拠金は、従来、連結貸借対照表に計上されておりましたが、中央清算機関の制度変更を契機として、会計処理について見直しを行った結果、当期よりオフ・バランス・シート取引として会計処理されております。これにより、前期においてトレーディング資産が4,866百万円、顧客以外に対する受取債権が5,516百万円、トレーディング負債が10,382百万円それぞれ減少しております。

第115期連結損益計算書 (前期数値はご参考)

| 科 目 | (単位：百万円) | |
|--|--------------------------------------|--------------------------------------|
| | 当 期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで) | 前 期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで) |
| 委託・投信募集手数料 | 293,069 | 373,313 |
| 投資銀行業務手数料 | 101,521 | 101,663 |
| アセットマネジメント業務手数料 | 245,519 | 245,616 |
| トレーディング損益 | 342,964 | 442,885 |
| プライベート・エクイティ投資関連損益 | 1,007 | △869 |
| 金融 収 益 | 776,964 | 585,675 |
| 投資持分証券関連損益 | △6,983 | 2,683 |
| そ の 他 | 81,057 | 221,192 |
| 収 益 合 計 | 1,835,118 | 1,972,158 |
| 金 融 費 用 | 718,348 | 475,189 |
| 収益合計（金融費用控除後） | 1,116,770 | 1,496,969 |
| 人 件 費 | 497,065 | 530,641 |
| 支 払 手 数 料 | 82,637 | 99,868 |
| 情 報 ・ 通 信 関 連 費 用 | 166,865 | 184,781 |
| 不 動 産 関 係 費 | 64,940 | 67,895 |
| 事 業 促 進 費 用 | 36,915 | 36,762 |
| そ の 他 | 306,049 | 248,864 |
| 金融費用以外の費用計 | 1,154,471 | 1,168,811 |
| 税引前当期純利益（△損失） | △37,701 | 328,158 |
| 法 人 所 得 税 等 | 57,010 | 103,866 |
| 当期純利益（△損失） | △94,711 | 224,292 |
| 差引：非支配持分に帰属する 当期純利益 | 5,731 | 4,949 |
| 当 社 株 主 に 帰 属 する 当期純利益（△損失） | △100,442 | 219,343 |

第115期連結資本勘定変動表 (前期数値はご参考)

| 科 目 | (単位：百万円) | |
|--------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| | 当 期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで) | 前 期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで) |
| 資 本 | 金 高 | 金 高 |
| 期 首 | 594,493 | 594,493 |
| 期 末 | 594,493 | 594,493 |
| 資 本 剰 余 金 | 金 高 | 金 高 |
| 期 首 | 675,280 | 681,329 |
| 株式に基づく報酬取 引動 | 12,481 | △5,465 |
| 子会社に対する持分 変動 | - | △584 |
| 期 末 | 687,761 | 675,280 |
| 利 益 剰 余 金 | 金 高 | 金 高 |
| 期 首 | 1,696,890 | 1,663,234 |
| 会計原則の変更による累積的影響額(1) | 1,564 | - |
| 当社株主に帰属する当期純利益(△損失) | △100,442 | 219,343 |
| 現 己 株 式 配 当 金 | △20,080 | △68,703 |
| 自 己 株 式 売 却 損 益 | △1,191 | △5,043 |
| 自 己 株 式 の 消 却 | △89,916 | △111,941 |
| 期 末 | 1,486,825 | 1,696,890 |
| 累 積 的 そ の 他 の 包 括 利 益 額 | 高 | 高 |
| 期 首 | △15,596 | 47,767 |
| 当期純利益 | 33,429 | △63,363 |
| 当期純損失 | 17,833 | △15,596 |
| 確定給付年金制度 | △47,837 | △41,020 |
| 年金債務調整 | △23,270 | △6,817 |
| 期末 | △71,107 | △47,837 |
| トレーディング目的以外の有価証券 の未実現損益 | - | 20,344 |
| トレーディング目的以外の有価証券の未実現損益 | - | △20,344 |
| 期 末 | - | - |
| 自 己 ク レ ジ ッ ト 調 整 高 額 | 4,077 | 6,561 |
| 自 己 ク レ ジ ッ ト 調 整 高 額 | 20,147 | △2,484 |
| 期 末 | 24,224 | 4,077 |
| 期 末 | △29,050 | △59,356 |
| 自 己 株 式 高 得 却 却 | 高 | 高 |
| 期 首 | △157,987 | △182,792 |
| 取得 | △51,714 | △109,096 |
| 売却 | 0 | 0 |
| 従業員に対する発行株式 | 10,817 | 21,398 |
| 消滅 | 89,916 | 111,941 |
| その他の増減（純額） | - | 562 |
| 期 末 | △108,968 | △157,987 |
| 当 社 株 主 資 本 合 計 | 高 | 高 |
| 期 首 | 2,631,061 | 2,749,320 |
| 非 支 配 持 分 高 | 高 | 高 |
| 期 首 | 50,504 | 53,875 |
| 現金配当 | △2,685 | △1,955 |
| 非支配持分に帰属する当期純利益 | 5,731 | 4,949 |
| 非支配持分に帰属する累積的その他の包括利益 | - | - |
| 為替換算調整額 | 750 | 559 |
| トレーディング目的以外の有価証券の未実現損益 | - | △6,157 |
| 子会社株式の購入・売却等（純額） | 1,183 | △9,392 |
| その他の増減（純額） | △5,751 | 8,625 |
| 期 末 | 49,732 | 50,504 |
| 資 本 合 計 | 高 | 高 |
| 期 首 | 2,680,793 | 2,799,824 |

(1)「会計原則の変更による累積的影響額」は会計基準アップデート第2014-09号「顧客との契約から生じる収益」に関連する初年度適用期首残高調整額です。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

野村ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 浦 昇 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 深 田 豊 大 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 桐 徹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津 村 健二郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、野村ホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定変動表及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、野村ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第115期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定変動表および連結注記表）について監査いたしました。その方法、内容および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

2019年5月16日、当社は譲渡制限株式ユニットを当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等（「対象者」）に付与する決議を行うとともに、原則として当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、自己株式処分の際に当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てることを決議し、同日付で自己株式の処分に係る訂正発行登録書を提出しております。

2019年5月16日

野村ホールディングス株式会社 監査委員会

監査委員長 島崎 憲明 ㊟

監査委員 園 マリ ㊟

監査委員 宮下 尚人 ㊟

(注) 島崎憲明および園マリは会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

第115期末貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---------------|------------------|-----------------|------------------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 3,822,748 | 流動負債 | 1,976,090 |
| 現金および預金 | 247,034 | 短期借入金 | 1,533,138 |
| 金銭の信託 | 83 | 1年内償還予定の社債 | 282,251 |
| 短期貸付金 | 3,489,888 | 貸借取引担保金 | 67,511 |
| 未収入金 | 27,716 | 未払法人税等 | 1,473 |
| その他 | 58,028 | 賞与引当金 | 22,930 |
| 固定資産 | 3,257,408 | その他 | 68,788 |
| 有形固定資産 | 24,587 | 固定負債 | 2,587,145 |
| 建物 | 10,179 | 社債 | 671,600 |
| 器具備品 | 10,996 | 長期借入金 | 1,880,699 |
| 土地 | 3,412 | 関係会社事業損失引当金 | 32,598 |
| 無形固定資産 | 83,905 | その他 | 2,248 |
| ソフトウェア | 83,904 | 負債合計 | 4,563,235 |
| その他 | 0 | | |
| 投資その他の資産 | 3,148,916 | 純資産の部 | |
| 投資有価証券 | 129,119 | 科目 | 金額 |
| 関係会社株式 | 2,363,476 | 株主資本 | 2,445,888 |
| その他の関係会社有価証券 | 26,361 | 資本金 | 594,493 |
| 関係会社長期貸付金 | 566,794 | 資本剰余金 | 559,676 |
| 長期差入保証金 | 27,144 | 資本準備金 | 559,676 |
| 繰延税金資産 | 13,877 | 利益剰余金 | 1,400,490 |
| その他 | 22,168 | 利益準備金 | 81,858 |
| 貸倒引当金 | △23 | その他利益剰余金 | 1,318,632 |
| | | 繰越利益剰余金 | 1,318,632 |
| | | 自己株式 | △108,771 |
| | | 評価・換算差額等 | 48,036 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 44,929 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | 3,107 |
| | | 新株予約権 | 22,997 |
| | | 純資産合計 | 2,516,921 |
| 資産合計 | 7,080,156 | 負債・純資産合計 | 7,080,156 |

第115期損益計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 |
|-----------------|----------------|
| 営業収益 | 325,407 |
| 資産利用料 | 101,500 |
| 不動産賃貸収入 | 30,282 |
| 商標使用料 | 35,079 |
| 関係会社受取配当金 | 94,374 |
| 関係会社貸付金利息 | 50,147 |
| その他の売上高 | 14,026 |
| 営業費用 | 244,990 |
| 人件費 | 33,937 |
| 不動産関係費 | 39,034 |
| 事務費 | 57,783 |
| 減価償却費 | 35,874 |
| 租税公課 | 2,498 |
| その他の経費 | 6,122 |
| 金融費用 | 69,741 |
| 営業利益 | 80,417 |
| 営業外収益 | 17,952 |
| 営業外費用 | 3,141 |
| 経常利益 | 95,229 |
| 特別利益 | 949 |
| 関係会社清算益 | 249 |
| 投資有価証券売却益 | 221 |
| 新株予約権戻入益 | 479 |
| 特別損失 | 96,154 |
| 投資有価証券売却損 | 0 |
| 投資有価証券評価損 | 187 |
| 関係会社株式評価損 | 59,803 |
| 関係会社事業損失引当金繰入 | 32,598 |
| 固定資産除却損等 | 3,565 |
| 税引前当期純利益 | 24 |
| 法人税、住民税および事業税 | 6,741 |
| 法人税等調整額 | 5,753 |
| 当期純損失 | △12,470 |

第115期株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位: 百万円)

| 科 目 | | 金 額 | |
|-----------------|-----|-----------|-----------|
| 株 主 資 本 | 本 金 | | |
| 当 期 首 残 高 | 高 | 594,493 | |
| 当 期 末 残 高 | 高 | | 594,493 |
| 資 本 剰 余 金 | 金 | | |
| 資 本 準 備 金 | 高 | 559,676 | |
| 当 期 首 残 高 | 高 | | 559,676 |
| 当 期 末 残 高 | 高 | | 559,676 |
| 資 本 剰 余 金 合 計 | 高 | | 559,676 |
| 利 益 剰 余 金 | 金 | | |
| 利 益 準 備 金 | 高 | 81,858 | |
| 当 期 首 残 高 | 高 | | 81,858 |
| 当 期 末 残 高 | 高 | | 81,858 |
| そ の 他 利 益 剰 余 金 | 高 | 1,469,685 | |
| 繰 越 利 益 剰 余 金 | 高 | | 1,469,685 |
| 当 期 首 残 高 | 高 | | 1,469,685 |
| 当 期 変 動 額 | 高 | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | 高 | △47,475 | |
| 当 期 純 損 失 | 高 | △12,470 | |
| 自 己 株 式 の 処 分 | 高 | △1,192 | |
| 自 己 株 式 の 消 却 | 高 | △89,916 | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 高 | | △151,052 |
| 当 期 末 残 高 | 高 | | 1,318,632 |
| 利 益 剰 余 金 合 計 | 高 | | 1,551,543 |
| 当 期 首 残 高 | 高 | | 1,551,543 |
| 当 期 変 動 額 | 高 | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | 高 | △47,475 | |
| 当 期 純 損 失 | 高 | △12,470 | |
| 自 己 株 式 の 処 分 | 高 | △1,192 | |
| 自 己 株 式 の 消 却 | 高 | △89,916 | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 高 | | △151,052 |
| 当 期 末 残 高 | 高 | | 1,400,490 |
| 自 己 株 式 | 高 | | |
| 当 期 首 残 高 | 高 | △157,791 | |
| 当 期 変 動 額 | 高 | | |
| 自 己 株 式 の 取 得 | 高 | △51,714 | |
| 自 己 株 式 の 処 分 | 高 | 10,817 | |
| 自 己 株 式 の 消 却 | 高 | 89,916 | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 高 | | 49,019 |
| 当 期 末 残 高 | 高 | | △108,771 |

| 科 目 | | 金 額 | |
|-------------------------------------|---|-----------|-----------|
| 株 主 資 本 合 計 | 高 | | |
| 当 期 首 残 高 | 高 | 2,547,921 | |
| 当 期 変 動 額 | 高 | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | 高 | △47,475 | |
| 当 期 純 損 失 | 高 | △12,470 | |
| 自 己 株 式 の 取 得 | 高 | △51,714 | |
| 自 己 株 式 の 処 分 | 高 | 9,625 | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 高 | | △102,034 |
| 当 期 末 残 高 | 高 | | 2,445,888 |
| 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | 高 | | |
| そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 高 | 51,364 | |
| 当 期 首 残 高 | 高 | | 51,364 |
| 当 期 変 動 額 | 高 | | |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額) | 高 | △6,434 | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 高 | | △6,434 |
| 当 期 末 残 高 | 高 | | 44,929 |
| 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | 高 | 4,075 | |
| 当 期 首 残 高 | 高 | | 4,075 |
| 当 期 変 動 額 | 高 | | |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額) | 高 | △968 | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 高 | | △968 |
| 当 期 末 残 高 | 高 | | 3,107 |
| 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | 高 | | 55,439 |
| 当 期 首 残 高 | 高 | | 55,439 |
| 当 期 変 動 額 | 高 | | |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額) | 高 | △7,403 | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 高 | | △7,403 |
| 当 期 末 残 高 | 高 | | 48,036 |
| 新 株 予 約 権 | 高 | | |
| 当 期 首 残 高 | 高 | 30,491 | |
| 当 期 変 動 額 | 高 | | |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額) | 高 | △7,494 | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 高 | | △7,494 |
| 当 期 末 残 高 | 高 | | 22,997 |
| 純 資 産 合 計 | 高 | | |
| 当 期 首 残 高 | 高 | 2,633,851 | |
| 当 期 変 動 額 | 高 | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | 高 | △47,475 | |
| 当 期 純 損 失 | 高 | △12,470 | |
| 自 己 株 式 の 取 得 | 高 | △51,714 | |
| 自 己 株 式 の 処 分 | 高 | 9,625 | |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額) | 高 | △14,897 | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 高 | | △116,930 |
| 当 期 末 残 高 | 高 | | 2,516,921 |

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

野村ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 浦 昇 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 深 田 豊 大 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 桐 徹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津 村 健二郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、野村ホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告

監査報告書

当監査委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第115期事業年度における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法、内容および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、それに従い会社の内部統制部門等と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程および内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役、執行役、執行役員および主要な使用人等の職務執行の状況、ならびに会社の業務および財産の状況を調査しました。

また、会社法第416条第1項第1号口およびホに係る内部統制体制に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている内部統制体制について、取締役、執行役、執行役員および主要な使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、執行役等およびEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役、執行役、執行役員、監査委員および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役および執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該決議に基づき整備されている内部統制体制に関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行について、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

なお、2019年3月、東京証券取引所の市場構造の在り方等に関する懇談会において上位市場の指定・退出基準に関して議論される中で、当社子会社である野村證券においてかかる基準に関する不適切な情報伝達がありました（以下、「本事実」）。

当監査委員会は市場の公正性・公平性確保を害するものとして本事案を大変重く受け止め、野村証券監査等委員会と合同で外部有識者を加えた調査を行いました。当監査委員会は、調査結果を取締役に報告する予定であり、今後、改善策の策定ならびに実施状況を含め野村グループの内部管理態勢強化の状況について注意深く監視・検証してまいります。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

2019年5月16日、当社は譲渡制限株式ユニットを当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等（「対象者」）に付与する決議を行うとともに、原則として当社が予め定める繰延期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、自己株式処分の際に当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社株式を割り当てることを決議し、同日付で自己株式の処分に係る訂正発行登録書を提出しております。

2019年5月16日

野村ホールディングス株式会社 監査委員会

監査委員長 島崎 憲明 ㊟

監査委員 園 マリ ㊟

監査委員 宮下 尚人 ㊟

(注) 島崎憲明および園マリは会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

「お金について体系的に学ぶ「野村金融アカデミー」

野村証券では、これまでも相続・不動産・事業承継等、資産運用だけではなく様々な金融サービスをご提供してまいりましたが、昨年、新たな金融教育プログラムとして「野村金融アカデミー」を開講いたしました。

これは、ライフプランニングや資産運用などの「お金の知識」を体系的かつ実践的に学んでいただくための有料の金融教育プログラムで、どなたでもお申込みいただけるものです。

経済的な知識が豊富な方であっても、いざ自分の年金や資産運用のこととなると、よく分からないという声が多く寄せられます。そこで当社は、これらの声に応えるため、中立的な金融教育プログラムを提供することとしました。3月に修了した第1期野村金融アカデミーの受講者からは、「プロの話がこれだけまとめて聞ける講座は無い。（40代男性）」、「自分の娘には早くから教えたい。（50代女性）」などのお声をいただきました。5月からスタートしている第2期では、WEBコースを新設し全国の方に受講いただける体制を整えるなど、さらに野村金融アカデミーを拡大させています。

野村証券は、今後も多くのお客様に必要とされる会社であり続けられるよう、新たな価値の創造に取り組んでまいります。



■ 野村証券ホームページ「野村金融アカデミー」

<https://www.nomura.co.jp/lp/academy/>



真に豊かな社会の創造に向けて

野村グループは創業以来、資本市場の発展を支え、リスクマネーの循環を促すことで、経済成長や社会的価値の創出に貢献してきました。近年、環境 (environment)、社会 (social)、企業統治 (governance) に対する企業の取組みを考慮して行われるESG投資が広がる中、環境や社会への配慮が金融機関にも一層求められています。サステナブルな社会の実現を意識した金融サービスを提供することで、2015年9月の国連サミットで採択された、2030年に向けた国際目標である「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成につながると同時に、私たちが成長することができます。

2019年1月には、野村グループのESGに関連する活動の方向性をステークホルダーの皆様と共有し、その取組みを一層推進していくことを目的として「野村グループ ESGステートメント」を制定しました。

野村グループは本業を通じ、気候変動対策や、イノベーションの創出、地域活性化等、ESGに関連する課題の解決を支援し、より良い未来を創造していきます。



持続可能な地域社会への貢献

野村グループは、ビジネスを展開する世界の各地において「For Future Generations (次世代のために)」という共通のテーマのもと、次世代育成を中心とした活動を展開しています。

■ 次世代に向けた金融・経済教育



全国の小・中・高校などで出張授業を実施

■ 復興支援 さくらプロジェクト



東日本大震災の津波で被害を受けた宮城県亘理郡の戸花山で、2012年より桜の植樹活動を実施

株主メモ

株式事務のご案内

- 事業年度：4月1日～翌年3月31日
- 定時株主総会：毎年6月中に開催
- 株主名簿管理人/特別口座管理機関
三菱UFJ信託銀行
(連絡先)

〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
フリーダイヤル 0120-232-711 (東京)
0120-094-777 (大阪)
【受付時間 平日 9:00～17:00】

- ※ 株主様の各種お手続き（住所変更、配当金の振込指定、単元未満株式の買取・買増請求など）については、株式をお預けの証券会社等にお問い合わせください。
- ※ 特別口座に記録された株式に関するお手続きについては、上記の三菱UFJ信託銀行にお問い合わせください。

詳しくは、野村グループホームページをご覧ください。



野村 株式等に関するお手続き

検索



第115期 期末配当金のお支払いについて

第115期 期末（2019年3月31日基準日）配当金につきましては、2019年6月3日（月）よりお支払いを開始いたします。

「配当金領収証」にてお受け取りの株主様は、**2019年7月5日（金）まで**に、最寄りのゆうちょ銀行本支店および郵便局などにてお受け取りください。

配当金の口座振込について

配当金のお受け取りは、口座振込みが便利です。口座振込みをご利用いただきますと、配当金の支払い開始日に、ご指定の口座にて確実にお受け取りいただけます。

- ①証券会社で受け取る
株式をお預けの証券会社の口座で、お預けの株式の配当金をお受け取りいただけます。
- ②銀行口座で受け取る
ご指定の銀行口座で配当金をお受け取りいただけます。

配当金のお受け取り方法のご変更につきましては、左記の案内もご参照いただき、お取引の証券会社にてご確認の上、お手続きください。

株式等の税務関係のお手続きに関しましては、マイナンバー（個人番号）のお届出が必要です。お届出をされていない株主様におかれましては、お取引のある証券会社等へマイナンバー（個人番号）のお届出をお願いします。

株主総会に関するお問い合わせ先

野村ホールディングス株式会社 総務部
〒103-8645 東京都中央区日本橋1-9-1
電話 03-5255-1000（代表）

コーポレート・スローガン
目指すのは、"今"以上の"未来"。

野村グループ企業理念

《社会的使命》

豊かな社会の創造

金融資本市場を通じて、真に豊かな社会の創造に貢献する

《会社のあるべき姿》

お客様に選ばれるパートナー

最も信頼できるパートナーとしてお客様に選ばれる
金融サービスグループ

《わたしたち一人ひとりの価値観》

挑戦

変化を尊重し、成長への情熱と勇気を持って挑戦を続ける

協働

新たな価値を生み出すために、多様性を尊重し、
組織や立場を超えて協働する

誠実

高い倫理観のもと、正しい行動をとる誠実さと信念を持つ

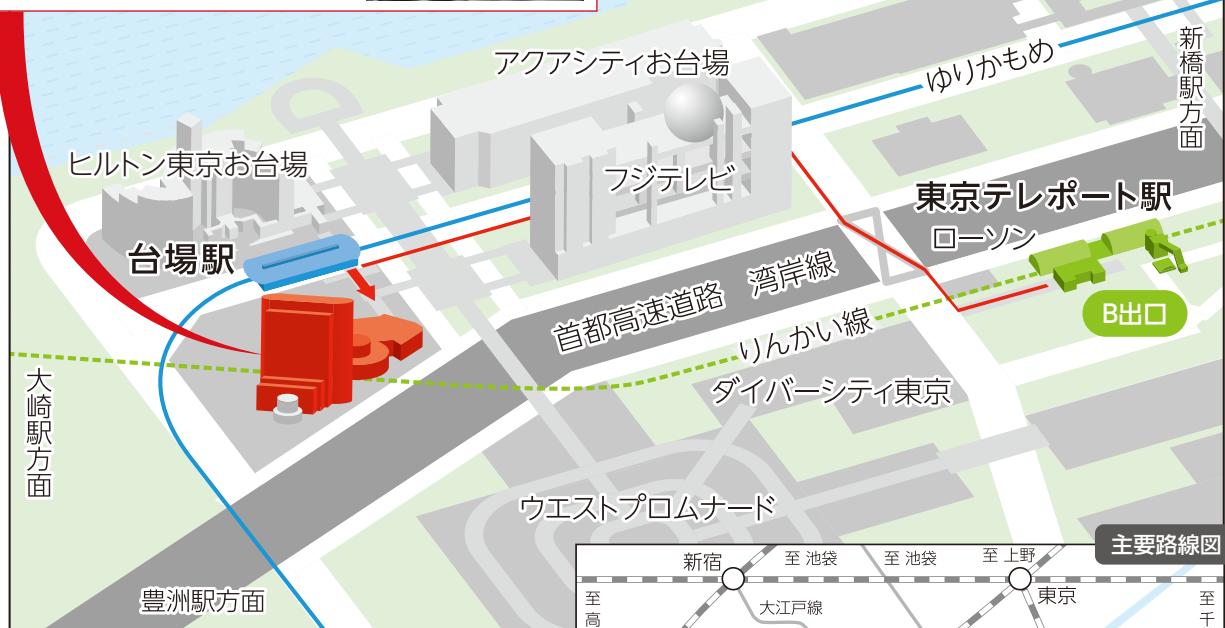
株主総会会場のご案内

グランドニッコー東京 台場
地下1階「パレロワイヤル」

東京都港区台場二丁目6番1号
 TEL: 03-5500-6711 (代表)



会場周辺図



交通機関のご案内

ゆりかもめ

「台場駅」直結

(改札を出て右へお進みください。)

りんかい線

「東京テレポート駅」B出口より徒歩 約12分

路線バス

※当日の道路事情等、ご確認の上ご利用ください。

● **都営バス・京急バス** (豊洲駅、青物横丁駅などより)

「台場駅前」下車

● **お台場レインボーバス** (田町駅東口または品川駅港南口より)

「グランドニッコー東京 台場」下車

※駐車場はご用意しておりません。
 公共交通機関をご利用ください。

主要路線図



【お願い】

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 株主様へお配りする粗品はご用意しておりませんので予めご了承ください。

第115回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

| | |
|----------------|----|
| ① 連結計算書類の連結注記表 | 1 |
| ② 計算書類の個別注記表 | 22 |

本内容は、法令および当社定款第25条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nomuraholdings.com/jp/investor/shm/>) に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

野村ホールディングス株式会社

〔連結〕

① 連結計算書類の連結注記表

連 結 注 記 表

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項]

1. 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第120条の3第1項の規定により、米国で一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式および作成方法に準拠して作成しております。ただし、同条第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に準拠して、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準により要請される記載および注記の一部を省略しております。

2. 連結の範囲および持分法の適用に関する事項

連結計算書類作成にあたっては、当社および当社が財務上の支配を保持している事業体（あわせて「野村」）を連結の範囲に含めております。通常、議決権の過半を保有することが財務上の支配を保持している条件となりますので、当社は議決権の過半を保有している事業体を連結しております。また、米国財務会計基準審議会編纂書（以下「編纂書」）810「連結」の規定に従い、当社が主たる受益者に該当する変動持分事業体を連結しております。

野村が営業上および財務上の意思決定に対し重要な影響力を保持している（通常、企業の議決権の20%から50%またはリミテッド・パートナーシップ等の3%以上を保有する場合）事業体へのエクイティ投資については、持分法により処理され、その他の資産—関連会社に対する投資および貸付金に計上しております。なお、編纂書825「金融商品」のもとで、公正価値オプションを選択したエクイティ投資については持分法を適用せず、公正価値により評価し、トレーディング資産、プライベート・エクイティ投資またはその他の勘定に計上しております。野村は経済的持分の39.5%を保有するアメリカン・センチュリー・カンパニーズ Inc.への投資に対して公正価値オプションを適用し、当該投資および関連する評価損益はその他の資産—その他および、収益—その他にそれぞれ計上しております。

また、編纂書946「金融サービス—投資会社」の対象となる投資会社は、その投資先に対して持分法や連結会計を適用せず、すべての投資を公正価値で計上し、公正価値の変動を損益として認識しております。

〔重要な会計方針〕

3. 有価証券およびデリバティブ取引等の評価基準および評価方法

(1) トレーディング資産・負債

デリバティブ取引から生じる契約上の債権債務を含むトレーディング資産およびトレーディング負債は、連結貸借対照表上約定日基準で認識され、公正価値で評価されております。関連する損益は、当連結会計年度の損益として認識しております。

(2) プライベート・エクイティ投資

プライベート・エクイティ投資は公正価値により評価されております。当該投資にかかる公正価値の変動額は、当連結会計年度の損益として認識しております。

(3) 投資持分証券

投資持分証券には、営業目的または営業目的以外の目的で取得された、上場および非上場の株式が含まれております。営業目的で取得された投資持分証券は、連結貸借対照表においてその他の資産—投資持分証券に含まれており、営業目的以外で保有する投資持分証券は、その他の資産—その他に含まれております。

営業目的およびトレーディング活動を行っていない子会社で保有する営業目的以外の投資持分証券は、公正価値により評価し、評価損益は当連結会計年度の損益として認識しております。

(4) トレーディング目的以外の負債証券

トレーディング目的以外の負債証券は、主にトレーディング活動を行っていない子会社によって保有される負債証券で構成されます。当該トレーディング目的以外の負債証券は公正価値で計上され、評価損益は当連結会計年度の損益として認識しております。

4. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産の減価償却は資産の区分、構造および用途に従って個々の資産ごとに見積もった耐用年数に基づき、原則として定額法により計算しております。ソフトウェアの償却は見積耐用年数に基づき原則として定額法により計算しております。耐用年数が限定的な無形資産は利用可能期間にわたって定額法で償却しております。

5. 長期性資産

編纂書360「固定資産」（以下「編纂書360」）は長期性資産の減損および処分にかかる財務会計および報告の指針を規定しております。

編纂書360に従い、のれんおよびその他の非償却性無形資産を除く長期性資産について帳簿価額が回収可能でない兆候を示す事象や環境変化が生じた場合には、必ず減損テストを実施しております。将来の割引前の期待キャッシュ・フローの合計が帳簿価額を下回る場合には、公正価値に基づき損失を認識しております。

〔連結〕

6. のれんおよび無形資産

のれんおよび非償却性無形資産は編纂書350「無形資産一のれんおよびその他」に従い、年1回（特定の状況がある場合にはより高い頻度で）減損の検討が行われております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

野村は公正価値での測定がなされていない貸付金に対して、発生が予測される損失につき最善の見積もりを行い、貸倒引当金を計上しております。貸倒引当金は、個別に減損を判定している貸付金に対する個別引当金と、個別に減損を判定していない貸付金に対し、過去の貸倒実績率に基づき総合的に見積もられる一般引当金によって構成されております。

個別引当金は、個別に減損を判定している貸付金から発生すると見込まれる損失を反映しております。潜在的な損失可能性に対する経営者の最善の見積もりには、貸付金の性格、過年度の貸倒実績、現在の経済状況、債務者の現在の財政状態、担保の公正価値等のさまざまな要素が考慮されており、これらによって債務者の返済能力が判断されております。この引当金は、減損している貸付金の帳簿価額の調整として、個々の貸付金ごとに期待将来キャッシュ・フローを実効利率で割り引いた現在価値、貸付金の市場価格、または担保依存型の貸付金には担保の公正価値を用い、測定されております。

一般引当金は、個別に減損を判定している貸付金以外の貸付金に対する引当金であり、貸借対照表日における利用可能な情報に基づいた回収可能性の判断、これらの基礎的な推定に内在する不確実性を含んでおります。この引当金は、現在の経済環境などの定性的要素を調整した過去の損失実績を参考にして測定されております。

(2) 未払退職・年金費用

編纂書715「報酬—退職給付」に準拠し、従業員の退職給付に備えるため、確定給付年金において年金資産の公正価値と予測給付債務の差額として測定した制度の財政状態を認識しております。

未認識過去勤務費用は、従業員の平均残存勤務期間で定額償却しております。

未認識の数理計算上の損益については、回廊額（＝予測給付債務と年金資産の公正価値のいずれかが大きい方の10％）を超える部分を、従業員の平均残存勤務期間にわたり定額償却しております。

8. ヘッジ会計の方法等

野村がトレーディング目的以外でデリバティブを利用する主な目的は、発行済みの負債証券などのトレーディング目的以外の特定の負債の市場リスクおよび海外事業への純投資にかかる為替リスクを管理することであります。

これらのデリバティブ取引は、特定の資産または負債と関連付けられており、当該ヘッジ対象のリスク低減に有効であるようヘッジ指定され、ヘッジ対象資産負債の公正価値の変化および為替変動と高い相関性を有しております。野村は公正価値ヘッジまたは純投資ヘッジをこれらのヘッジ取引に適用しており、関連する評価損益はヘッジ対象資産負債にかかる損益とともに金融費用または為替換算調整勘定に含めて処理しております。

上記の他、従業員等に対して付与される株価連動型報酬にかかる株価変動リスクを管理するため、トレーディング目的以外でデリバティブを利用しております。

9. 外貨換算

連結計算書類の作成に際し、日本円以外の機能通貨を持つ子会社の資産および負債は各期末日における為替相場により円貨換算し、収益および費用は期中平均為替相場により円貨換算しております。この結果生じた換算差額は、連結貸借対照表の累積的その他の包括利益に含まれております。外貨建資産および負債は、期末日における為替相場により換算しており、その結果生じた為替差損益は、各期の損益に計上しております。

10. 日本国内の100%子会社は連結納税制度を導入しております。

(連結)

11. 会計方針の変更

野村が当連結会計年度から適用した新しい会計基準の要約は下表のとおりです。

| 新会計基準 | 概要 | 適用日および適用方法 | 連結財務諸表への影響 |
|--|---|---------------------------|--|
| 会計基準アップデート(以下「ASU」) 第2014-09号 「顧客との契約から生じる収益」 ⁽¹⁾ | <ul style="list-style-type: none">・ 編纂書605「収益認識」に規定される既存の収益認識基準およびその他の業種特有の収益認識基準を顧客に提供されたサービスから生じた収益にかかる新しい規範的なモデルに置き換える・ 変動対価、現金以外の対価、重要な金融要素、および顧客に支払われる対価の処理について詳細なガイダンスを導入する・ 本人か代理人かを判別する現行ガイダンスを変更する・ 顧客以外への非金融資産および実質的な非金融資産の売却について収益の認識および測定原則の適用を要請する・ 顧客との契約を獲得または履行するためのコストの会計処理を規定する・ 顧客に提供されたサービスから生じた収益の性質、および種類に関する広範な開示を新たに要請する | 2018年4月1日から修正 遡及法により適用 | 一部の投資信託の販売にかかる収益の認識のタイミングの変更により、適用日の2018年4月1日において1,564百万円の利益剰余金の増加、517百万円の顧客以外に対する支払債務の減少、1,750百万円のその他の資産—その他の増加および703百万円の繰延税金資産の減少が発生したが、上記以外は重要な影響はなかった。 |
| ASU第2017-07号 「期間年金費用及び期間退職後給付費用の表示の改善」 | <ul style="list-style-type: none">・ 年金費用における純額の期間給付コストの勤務費用要素をその他サービスから発生する報酬コストと同じ損益計算書項目に表示することを明確化する・ 勤務費用要素のみを要件を満たした際に資産化することを認める | 2018年4月1日から完全 遡及法により適用 | 人件費とその他の費用の間での1,020百万円の組替えが発生した。 |

(1) ASU第2015-14号「顧客との契約から生じる収益—適用日の延期」、ASU第2016-08号「顧客との契約から生じる収益—本人か代理人かの検討」、ASU第2016-10号「顧客との契約から生じる収益—履行義務の識別及びライセンス」およびその他の特定のASUにより更に修正されました。

また、野村はデリバティブ取引についての会計方針を以下のように変更いたしました。

野村は、機関投資家等の市場デリバティブ取引の執行および清算サービスにおいて、機関投資家等から受け入れた証拠金を中央清算機関に差し入れております。中央清算機関に差し入れられた証拠金は、従来、連結貸借対照表に計上されておりましたが、取引の性質を再検討し会計処理について見直しを行った結果、一定の条件を満たした証拠金は、当連結会計年度よりオフ・バランス・シート取引として会計処理されております。

日本の一部のデリバティブ取引に対する日々の変動証拠金と関連するデリバティブ資産および負債は、従来、連結貸借対照表に計上されておりましたが、中央清算機関の制度変更を契機として、会計処理について見直しを行った結果、当連結会計年度よりオフ・バランス・シート取引として会計処理されております。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

12. 担保に供している資産

トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資などに含まれる担保受入者が売却または再担保に差し入れることのできる担保差入有価証券（現先レボ取引分を含む）。 5,200,360百万円

野村が所有する有価証券および貸付金等であって、売却または再担保に差し入れる権利を担保受入者に認めることなく証券取引所および決済機関などに対して担保として差し入れられている資産残高。 3,776,212百万円

野村が所有する有価証券および貸付金等であって、担保付借入取引等において、担保により保証するため、もしくはその他の目的のため差し入れられている資産残高。(1)(2) 1,770,041百万円

(1) 特別目的事業体を通じた資金調達および資産に対する支配を喪失しない譲渡取引において担保として差し入れているとみなされる資産残高を含みます。

(2) このほかに借入有価証券および担保受入有価証券を12,435百万円差し入れております。

13. 証券化業務

野村は、商業用および居住用モーゲージ、政府系機関債および社債、ならびにその他の形態の金融商品を証券化するために特別目的事業体を利用しております。これらは、株式会社、匿名組合、ケイマン諸島で設立された特別目的会社、信託勘定などの形態をとっております。野村の特別目的事業体への関与としましては、特別目的事業体を組成すること、特別目的事業体が発行する負債証券および受益権を投資家のために引受け、売出し、販売することが含まれております。野村は金融資産の譲渡について、編纂書860「譲渡とサービシング」（以下「編纂書860」）の規定に基づき処理しております。編纂書860は、野村の金融資産の譲渡について、野村がその資産に対する支配を喪失する場合には、売却取引として会計処理することを義務付けております。編纂書860は、(a) 譲渡資産が譲渡人から隔離されていること（譲渡人が倒産した場合もしくは財産管理下に置かれた場合においても）、(b) 譲受人が譲り受けた資産を担保として差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、もしくは譲受人が証券化または担保付資金調達の目的のためだけに設立された特別目的事業体の場合において、受益持分の保有者が受益持分を差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、(c) 譲渡人が譲渡資産に対する実質的な支配を維持していないことという条件を満たす場合には支配を喪失すると規定しております。野村は特別目的事業体を使った証券化の際の留保持分など、こうした事業体に対する持分を保有することがあります。野村の連結計算書類では、当該持分は、公正価値により評価し、トレーディング資産として計上され、公正価値の変動はすべて収益―トレーディング損益として認識しております。証券化した金融資産に対して当初から継続して保有する持分の公正価値は観察可能な価格、もしくはそれが入手不可である持分については、野村は最善の見積りに基づく重要な仮定を用いて、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことによって計算される価格を公正価値としております。その仮定には、見積もり信用損失、期限前償還率、フォワード・イールド・カーブ、それに含まれるリスクに応じた割引率が含まれます。これ以外に特別目的事業体に対して譲渡した金融資産に関連するデリバティブ取引を行うことがあります。

〔連結〕

以上のように、野村は特別目的事業体へ譲渡した金融資産に対し、継続的関与を持つ場合があります。野村が当連結会計年度において、新たな証券化により特別目的事業体から譲渡対価として得たキャッシュ・インフローは1,740億円であり、野村からの資産の譲渡により認識した利益は重要な金額ではありませんでした。さらに当連結会計年度において、譲渡対価として受け取った特別目的事業体が発行する負債証券の当初の公正価値は1兆3,075億円であり、当該負債証券の第三者への売却により得たキャッシュ・インフローは9,907億円となっております。2019年3月31日現在で、継続的関与を持つ特別目的事業体に、野村が売却処理した譲渡金融資産の累計残高は4兆4,884億円となっており、野村はこれらの特別目的事業体に対して1,381億円の持分を当初から継続的に保有しております。当連結会計年度において、これらの継続して保有している持分に関連して特別目的事業体から受け取った金額は196億円となっております。その他契約外の財務支援は行っておりません。

14. 偶発事象

訴訟およびその他法的手続き

野村は、グローバルな金融機関として通常の業務を行う過程で訴訟およびその他の法的手続きに関係せざるを得ません。その結果として、野村は罰金、違約金、賠償金または和解金および訴訟費用または弁護士費用等の負担を強いられることがあります。

これらの訴訟や法的手続きの結果を予想することは難しく、とりわけ、巨額の賠償請求または金額未定の賠償請求の場合、法的手続きが初期段階にある場合、新たな法的論点が争われている場合、多数の当事者が手続きに関与している場合、複雑または不明確な法律が適用されている国外の法域で手続きが進められる場合等には特に困難であるといえます。

当社は外部弁護士と協議の上で個々の法的手続きおよび請求について定期的に評価を行い、これらの損失額の水準や範囲を見積もることが可能かどうか査定しております。当社は、編纂書450「偶発事象」（以下「編纂書450」）に従い、個々の事案について損失が生じる蓋然性が高く、かつそのような損失の金額を見積もることが合理的に可能な場合にはこれら個々の事案について損失リスクに関する負債を計上します。負債計上される金額は少なくとも四半期ごとに見直され、新たな情報をもとに修正されます。個別の事案についてこれらの基準が満たされない場合、例えば、損失が生じる可能性はあるものの、その蓋然性が高いとまではいえないような場合、負債は計上されません。しかし、重大な損失が発生する合理的な可能性がある場合、当社はその法的手続きまたは請求の詳細を以下において開示します。編纂書450において合理的な可能性がある場合とは当社に対する損失の発生の蓋然性は高くはないが、その可能性が低いとまではいえない場合であると定義されております。

野村に対する主な訴訟および法的手続きの概要は以下のとおりです。連結計算書類の作成基準日時点の情報に基づき、当社は、これらの法的手続きの解決が当社の財務状況に重大な影響を与えるものではないと考えています。しかしながら、これらの事案の結果が、特定の四半期または事業年度の連結損益計算書やキャッシュ・フローに重大な悪影響を及ぼす可能性もあります。

以下の野村に対する主な訴訟および法的手続きの一部について、当社は、負債計上されている額がある場合にはその額を超えて合理的に発生する可能性のある損失額または合理的に発生する可能性のある損失の範囲を見積もることができます。これらの見積もりは、各事案において野村に対して主張されている特定の損害額や請求等の連結計算書類の作成基準日時点の情報に基づき算出されています。2019年5月15日現在、当社は、合理的に発生する可能性のある損失の範囲を見積もることができるこれらの事案において、負債計上されている額がある場合にはその額を超えて合理的に発生する可能性のある最大損失額の合計は、約450億円であると見積もっています。

その他の主要な訴訟および法的手続きについて、当社は合理的に発生する可能性のある損失額やその範囲を見積もることができません。その理由としては、とりわけ①法的手続きが初期段階にあり、主張されている請求に根拠があるかどうかを判断する情報が十分にないこと、②相手方が損害を明らかにしていないこと、③損害に根拠がないこと、または損害が誇張されていること、④係属中の控訴または申立ての結果が不確かであること、⑤時効の適用等を含め、請求の却下にもつながる重要な法律問題が解決されていないこと、または⑥請求に関連してこれまでに議論されなかったまたは未解決の法的な論点が争われていること等が挙げられます。

野村は、引き続き、野村に対する関係当局等による調査手続等において適切に対応するとともに、これらの訴訟や法的手続きにおいてその正当性を主張してまいります。

2008年1月、ノムラ・インターナショナル PLC（以下「NIP」）は、イタリア共和国ベスカーラ県の租税局から、二重課税にかかる英伊租税条約（1998年）に反した行為があったとする通知を受領しました。その通知の内容は、イタリア株式の配当金に関して、NIPが既に還付金として受領した約33.8百万ユーロおよび金利の返還を求めるものでした。NIPは同県租税裁判所の租税局の主張を認める決定を不服とし、その取消しを求めております。

2010年10月および2012年6月に、Fairfield Sentry およびFairfield Sigmaの2つのファンド（共に清算手続き中。以下総称して「Fairfield」）が過去にNIPに支払った償還金の返還を求めて、2件の訴訟がNIPに対して提起されています。Fairfieldは、米国のBernard L. Madoff Investment Securities LLC（米国証券投資者保護法に基づき2008年12月より清算手続き中。以下「BLMIS」）を主たる運用先としていました。1件目の訴訟は2010年10月5日にFairfieldの清算人が米国の州裁判所に提起したもので、その後、ニューヨーク南部地区米国破産裁判所に移送されました。2件目の訴訟はBLMISの破産管財人（以下「Madoff管財人」）がニューヨーク南部地区米国破産裁判所に提起した訴訟で、2012年6月に、NIPが被告として追加されたものです。これら2件の訴訟は、同じ約35百万米ドルの償還金の返還を請求するものです。

2011年4月、ボストン連邦住宅貸付銀行は住宅用不動産ローン担保証券（以下「RMBS」）の発行体、スポンサー、引受人およびそれらの親会社等多数の者に対してマサチューセッツ州裁判所に訴訟を提起しました。その中にはノムラ・アセット・アクセプタンス・コーポレーション（以下「NAAC」）、ノムラ・クレジット&キャピタルInc.（以下「NCCI」）、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.（以下「NSI」）およびノムラ・ホールディング・アメリカInc.（以下「NHA」）が含まれております。ボストン連邦住宅貸付銀行はNAACが発行したRMBSを購入したが、募集資料の中に、証券の裏付けとされているそれぞ

〔連結〕

れのローンを最初に貸し付けた業者の貸付基準およびそれらローンの特性に関連して不実記載があった、または重要事実が記載されていなかったと主張しています。ボストン連邦住宅貸付銀行は州法に基づき購入の取消または損害賠償を請求しています。ボストン連邦住宅貸付銀行はNAACが発行した約406百万米ドルの証券を4回にわたる募集において購入したと主張しています。

2011年9月、連邦住宅抵当公庫（Federal National Mortgage Association）および連邦住宅金融抵当金庫（Federal Home Loan Mortgage Corporation）（以下総称して「政府系機関」）の財産管理人である米連邦住宅金融局（Federal Housing Finance Agency）は、RMBSの発行体、スポンサー、引受人およびこれらの親会社等に対してニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に訴訟を提起しました。その中には当社の米国子会社であるNAAC、ノムラ・ホーム・エクイティ・ローンInc.（以下「NHEL」）、NCCI、NSIおよびNHAが含まれております。政府系機関はNAACおよびNHELが発行したRMBSを購入したが、募集資料の中に、証券の裏付けとされているそれぞれのローンを最初に貸し付けた業者の貸付基準およびそれらローンの特性に関連して不実記載があった、または重要事実が記載されていなかったと主張していました。政府系機関は7回にわたる募集において約20億46百万米ドルの証券を購入したと主張し、購入の取消しを請求していました。2015年3月16日から審理が行われ、2015年4月9日に最終弁論が終了しました。2015年5月15日、裁判所の判決が言い渡され、裁判所は政府系機関が被告らに対し訴訟の対象となっているRMBSを引き渡す代わりに、被告らが政府系機関に対し806百万米ドルを支払うよう命じました。当社米国子会社らは第2巡回区控訴裁判所に控訴しました。被告らは、州証券法に基づき回収可能な訴訟費用および弁護士費用を、控訴審の判決に応じて最大33百万米ドル支払うことに合意しました。2017年9月28日、第2巡回区控訴裁判所は一審の判決を支持しました。2018年3月12日、当社米国子会社らは最高裁判所への上告請求を行いました。2018年6月25日、最高裁判所は上告請求を棄却しました。これにより一審判決が確定し、当該訴訟は終了しました。

2011年11月、NIPは、ニューヨーク南部地区米国破産裁判所において、Madoff管財人からの訴状の送達を受けました。Madoff管財人は同様の訴訟を多数の法人に対して提起しています。Madoff管財人は、NIPがBLMISに投資を行うフィーダー・ファンドであったHarley International (Cayman) Limitedから償還金を2008年12月11日（BLMISに対して破産手続きが開始された日）以前の6年間に受け取ったと主張し、これを返還するよう、連邦破産法およびニューヨーク州法に基づき求めています。Madoff管財人によるNIPに対する返還請求の金額は、約21百万米ドルです。

2013年3月、モンテパスキ銀行（以下「MPS」）は、①MPSの元役員2名および②NIPに対してイタリアの裁判所に訴えを提起しました（以下「MPS訴訟」）。この訴えにおいてMPSは、当該銀行の元役員が2009年に不正にNIPとのデリバティブ取引を締結したと主張し、NIPは、MPS元役員の違法行為につき不正に加担したとして、連帯して責任を負うと主張しました。また、その損害額は少なくとも11.42億ユーロであると主張しました。

2013年3月、NIPは、MPSとの取引が有効であり法的拘束力がある旨を確認するため、MPSに対して英国の裁判所に訴えを提起しました。2014年3月、MPSは反論書を提出し、取引が違法であり無効であると主張するとともに、NIPは当該取引の下で受け取った約15億ユーロを返還するべきと主張しました。

2015年9月23日、NIPおよびMPSは、当該デリバティブ取引を終了する旨の和解契約を締結しました。NIPは、当該デリバティブ取引は適法・適正に行われたものと考えており、今般の和解はNIPの法的責任を認めるものではありません。しかしながらNIPとしては、欧州関係当局や外部の専門家の意見、助言にも鑑み、和解を選択することが最善であると判断しました。和解契約に基づき、当該デリバティブ取引はMPSからNIPに支払われるべき額を440百万ユーロ減額し清算されました。本和解に基づき、MPSおよびNIPは、イタリアの裁判所にMPSのNIPに対する訴訟を取り下げるための申立てを行いました。これにより、イタリアおよび英国におけるMPSとNIP間の民事訴訟は終了しました。

2013年7月、MPSの大株主（Fondazione Monte dei Paschi di Siena（以下「FMPS」））は、MPSの元役員およびNIPに対してMPS訴訟と同様の訴えを提起しました（以下「FMPS訴訟」）。この訴えについて、FMPSは、その損害額は少なくとも315.2百万ユーロであると主張しています。

2018年1月、Alken Fund Sicav（ルクセンブルク籍のファンドAlken Fund European Opportunities、Alken Fund Absolute Return Europeの代理人）およびファンド管理会社Alken Luxembourg S.A.（以下総称して「Alken」）がイタリアの裁判所において提起した訴訟の訴状がNIPに対して送達されました。本件訴訟はMPS、MPSの元役員および監査役5名ならびにNIPに対して提起されたもので、Alkenは上記MPS訴訟およびFMPS訴訟と同内容の主張を根拠に約434百万ユーロの損害賠償を請求しています。

なお、2013年4月、イタリアのシエナ地方検察当局は、MPSおよびMPSの元役員らが当該デリバティブ取引において果たした役割等の解明のため捜査を開始し、その後ミラノ地方検察当局に引き渡されました。2015年4月3日、ミラノ地方検察当局は、予備捜査を終了する通知を發出し過去のMPSの決算に関して不正会計および相場操縦等があったとして、MPS、MPSの元役員3名、NIPならびにNIPの元役員および職員2名の起訴に向けて手続きを進めていました。2016年10月1日、起訴の是非を判断する裁判所の予備審問が終了し、裁判官は、検察官との間で司法取引を行ったMPSを除く関係者について、審理を開始することを決定し、2016年12月に審理が開始されました。

また、NIPはイタリア金融規制当局（以下「CONSOB」）より、当該デリバティブ取引に関する虚偽情報の市場への流布について課徴金調査手続きを開始する旨の送達を受けました。受領した通知では、当該デリバティブ取引に関連して、MPS、MPSの元役員3名、NIPの元役職員2名が被審人として挙げられており、NIPは当該元役職員に課せられる罰金の支払いに対して雇用者として連帯責任を負う者として挙げられておりました。2018年5月22日、CONSOBは、NIPの元役職員2名それぞれに対し、10万ユーロの罰金を命じる決定を下し、また、それらの元役職員が、それぞれ3か月間および6か月間、イタリア法に基づき必要となる上級職務資格の要件を満たさないとの決定を下しました。NIPは当該罰金の支払いに対して連帯責任を負うことから、これら罰金の支払いを行い、当該決定についてミラノ控訴裁判所に対し不服申し立てを行いました。

2016年1月、イタリアのチビタベッキア自治体（以下「自治体」）はNIPに対してチビタベッキア地方裁判所に訴訟を提起しました。当該訴訟は、2003年から2005年にかけて自治体が行ったデリバティブ取引に関連するものであり、自治体は、NIPがアドバイザリー契約に基づく義務を遵守しなかったとして約35百万ユーロの損害賠償を求めていました。2017年12月20日、NIPと自治体は和解契約を締結し自治体が訴訟を取り下げる旨に同意しました。これにより当該訴訟は終了しました。

〔連結〕

2016年6月および2016年8月、ノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITED（以下「NIHK」）およびノムラ・スペシャル・インベストメンツ・シンガポール Pte Limited（以下「NSIS」）はそれぞれ台北地方裁判所において、NIHK、NSISおよび関係する個人に対してCathay United Bank, Co., Ltd.、Taiwan Cooperative Bank Ltd.、Chang Hwa Commercial Bank Ltd.、Taiwan Business Bank Ltd.、KGI Bank およびHwatai Bank Ltd.（以下総称して「シンジケート団銀行」）から提起された訴訟について送達を受けました。当該訴訟は、NIHKがアレンジャーを務め、NSISを含めたシンジケート団銀行によって実行されたUltrasonic AGの子会社に対する60百万米ドルのシンジケートローンに関連するものです。シンジケート団銀行は、NIHKのアレンジャーとしての信任義務違反等を根拠として約48百万米ドルの損害賠償および金利の支払いを求めています。

2017年3月、American International Group, Inc.の子会社数社（以下「AIG」）は、NSIを含む数社および数人の個人に対し、テキサス州ハリス郡州地方裁判所に訴訟を提起しました。当該訴訟は、2012年に募集が行われた総額750百万米ドルのプロジェクト・ファイナンス社債のうちAIGが購入したと主張している92百万米ドル分に関連するものです。AIGは当該社債の勧誘、募集、発行および販売に関連する重要な不実記載によるテキサス州証券法違反を根拠とし購入の取消または損害賠償を求めています。

国債、国際機関債および政府関連機関債の取引に関連するNIP、その他野村グループ内の該当会社およびその他当事者の活動に対し規制当局による競争法関連の調査が行われております。これらの調査は、NIPの欧州での活動を含むさまざまな事項に関係しており、当社およびNIPは、欧州委員会（以下「委員会」）から、過去の行為に関する委員会の初期見解を反映した異議申立て告知書を受け取っています。また、NIPおよび他の野村グループ内の該当会社は、国際機関債および政府関連機関債の流通市場における価格操作により米国独占禁止法の違反があったとして、ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に提起された集団訴訟の被告となっております。同様に、当社、NIPおよびNSIは、カナダ競争法の違反があったとして、カナダ連邦裁判所トロント事務所にて提起された集団訴訟について送達を受けております。

2017年9月および2017年11月、NIHKおよびNSISはそれぞれ台北地方裁判所において、NIHK、NSIS、その関係会社、China Firstextile (Holdings) Limited（以下「FT」）および関係する個人に対してFirst Commercial Bank, Ltd.、Land Bank of Taiwan Co., Ltd.、Chang Hwa Commercial Bank Ltd.、Taishin International Bank, E.Sun Commercial Bank, Ltd.、CTBC Bank Co., Ltd.、Hwatai Bank, Ltd. およびBank of Taiwan（以下総称して「FTシンジケート団銀行」）から提起された訴訟について送達を受けました。当該訴訟は、NIHKがアレンジャーを務め、NSISを含めたFTシンジケート団銀行によって実行されたFTに対する100百万米ドルのシンジケートローンに関連するものです。FTシンジケート団銀行は、台湾法の不法行為等を根拠として約68百万米ドルの損害賠償および金利の支払いを求めています。

2018年7月、イタリアにおけるNIPの元法人顧客は、NIPに対し、ローマ民事裁判所に訴訟を提起しました。当該訴訟は、両者間で2006年から2009年にかけて行われたデリバティブ取引に関するものであり、元法人顧客はNIPに対し、イタリアの破産法違反を主張し、約165百万ユーロの支払いを求めています。

野村証券株式会社（以下「野村証券」）は日本を代表する証券会社であり、同社の顧客口座数は約534万口座に及びます。同社の顧客との多くの取引において、顧客の投資損失等をめぐっての係争が、場合によっては訴訟になることがあります。

なお、2013年4月に法人顧客より提起された2005年から2011年にかけて行われた為替デリバティブ取引およびエクイティ関連の仕組債11銘柄の売却や償還により発生した損失額等の10,247百万円の損害賠償を求める訴訟については2018年2月8日に、2014年10月に法人顧客より提起された2006年から2012年にかけて行われた為替デリバティブ取引により発生した損失額等の2,143百万円の損害賠償を求める訴訟については2018年12月25日に、当事者間で和解し、各訴訟は終了しました。

2018年2月にNEXT NOTES S&P500 VIX インバースETN（以下「本商品」）の早期償還が決定したことにより本商品を購入した顧客に発生した損失額等につきましては、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）のあっせん手続または訴訟等（以下「あっせん手続等」）におきまして、野村証券に一定の責任があるとの判断が示されたときには、野村証券はこれに基づき損害賠償を行っています。現在、相当数の顧客があっせん手続等を申し立てており、今後も本件の解決のため、あっせん手続等に基づき、損害賠償を行う必要があると想定しております。

当社の米国子会社であるNHA、NAAC、NCCI、NHEL、NSI、ノムラ・アメリカ・モーゲッジ・ファイナンスLLCおよびノムラ・アセット・キャピタル・コーポレーション（以下「当社米国子会社」）は、米国司法省およびニューヨーク東地区連邦検事局より、2006年および2007年に当社米国子会社がスポンサー、発行、引受け、または勧誘したRMBSに関連して、金融機関改革救済執行法に基づき当社米国子会社に対して民事制裁金等を課すことができるかを調査中であるとする通知を受領し、当社米国子会社は調査に対して全面的に協力してまいりました。2018年10月15日、当社米国子会社は、米国司法省との間で、480百万米ドルを支払う内容の和解契約を締結し、本件は終了しました。当連結会計年度の連結損益計算書上、本和解に関連した費用約200億円は、費用—その他に反映されております。

米国証券取引委員会および米国司法省は、商業用および住宅用不動産ローン担保証券取引におけるNSIの元職員数名の行為に対する調査を行っています。米国証券取引委員会は、当該元職員に対するNSIの当時の監督状況についての行政手続きを開始すると示唆しており、問題となっている取引に関連した不当利得の返還等を行う必要が出てくると想定しております。

上記以外の米国における不動産証券化商品に関する偶発債務

当社の米国子会社では、住宅用不動産担保ローンをRMBSとする証券化を行ってまいりました。これらの子会社では、原則として、不動産を担保に自ら貸付を行うのではなく、第三者であるローン組成業者（以下「オリジネーター」）から不動産担保付ローンを購入してまいりました。ローンの購入に際しては、オリジネーターからローン債権の内容に関する表明保証（representations）を受け入れてまいりました。証券化にあたって子会社が行った表明保証は、オリジネーターから受け入れた表明保証の内容をそのまま反映させたもので、その内容は概ね以下のとおりです。

〔連結〕

不動産担保ローンの証券化のためのローン債権に関して提供される表明保証とは、個々のローン債権に関する詳細なもので、ローンの借り手および当該不動産の特性に応じたものです。これらの表明保証には、借り手の信用状態、対象不動産価値のローン債権額に対する比率、対象不動産の所有者による当該不動産の居住利用状況、抵当権の順位等の情報、オリジネーターのガイドラインに従ってローンが組成された事実、およびローンが関連法令に従い適法に組成された旨の事実等が含まれます。子会社組成のRMBSの中には、いわゆるモノラインの保険会社が保険を付与して信用が補完されたものもありました。

子会社の中には、証券の信託受託者から、ローンを買戻すように請求を受けているものがあります。これらの請求は保険提供者であるモノラインや、投資家の要請によるものがあると思われます。各証券化から6年以内に当社子会社らが買戻請求を受けたローンの元本合計金額は3,203百万米ドルです。表明保証違反に基づく請求に適用される時効成立後に買戻請求を受けたものについては、当社子会社らは買戻しに応じていません。6年以内に買戻請求を受けたものについては、当社子会社らは個々の請求を精査し、請求の根拠がないと考えられるものについては異議を唱え、一定の意義を見出せる請求についてはローンの買戻しに応じています。当社子会社らが買戻しに応じなかった請求の一部については、契約違反として証券の信託受託者から訴訟が提起されているものもあります。契約違反に関する請求に適用される6年の時効成立前に提起された訴訟については、却下されることなく引き続き係属中です。これらの訴訟は事実に基づく情報が欠如し法的に不確定な部分が多く存在するため、当社は負債計上されている額を超えて合理的に発生する可能性のある損失額を見積もることはできません。

サイバーセキュリティインシデント

2018年6月に、野村の海外子会社の顧客情報を含むシステムへの不正アクセスがあったことが判明しました。それを受けて、野村は、直ちに内部調査を開始し、是正措置を講じるとともに、当該事案の発生を関係当局に対して通知しております。当該事案により、野村のレピュテーションが害されること、ならびに法的責任および行政処分の対象となることによる経済的損失を被る可能性があります。また、当該事案に対する是正措置のみならず、他の野村グループ会社のサイバーセキュリティ強化により、費用が増加することが見込まれます。当該事象の影響度合いが判明していないため、野村は合理的に発生する可能性のある損失額を見積もることはできません。

15. 保証債務

編纂書460「保証」に準拠し、債務保証にともない認識される義務に関して、その公正価値を負債として連結貸借対照表に計上しております。

債務保証の定義に該当するかもしれないと考えられる野村のデリバティブ取引ならびにスタンドバイ信用状およびその他の債務保証の潜在的な最大支払額または契約金額は、以下のとおりであります。

なお、一定のデリバティブ取引によって、野村が将来支払わなければならない潜在的な最大金額の情報として契約の想定元本額を開示しております。しかしながら、金利キャップ売建取引および通貨オプション売建取引のような一定のデリバティブ取引に対する潜在的な最大支払額は、将来の金利または為替レートにおける上昇が理論的には無制限であるため、見積もることができません。野村はすべてのデリバティブ取引を公正価値で認識しております。野村は、想定元本額は一般的にリスク額を過大表示していると考えております。

| | |
|-------------------------------------|----------------|
| デリバティブ取引 ⁽¹⁾⁽²⁾ | 281,605,308百万円 |
| スタンドバイ信用状およびその他の債務保証 ⁽³⁾ | 5,764百万円 |

(1) デリバティブ取引の帳簿価額（負債）は4,315,743百万円であります。

(2) 上記のデリバティブ取引の金額に含まれていない野村が売手となるクレジット・デリバティブの想定元本額は15,172,359百万円であり、その帳簿価額（負債）は149,878百万円であります。

(3) スタンドバイ信用状およびその他の債務保証の帳簿価額（負債）は80百万円であります。

〔連結〕

[金融商品に関する注記]

16. 金融商品

金融商品の公正価値

野村が保有する金融商品の多くは公正価値で計上されております。経常的に公正価値で計上される金融資産は、連結貸借対照表上トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資、貸付金および受取債権、担保付契約、その他の資産に計上されており、金融負債は、トレーディング負債、短期借入、支払債務および受入預金、担保付調達、長期借入、その他の負債に計上されております。

すべての公正価値は、編纂書820「公正価値測定と開示」の規定に従い、測定日において市場参加者の間で行われる通常の取引において、金融資産の譲渡の対価として得られるであろう金額または金融負債を移転するのに必要とされるであろう金額と定義されます。ここでいう取引は、野村が各金融資産または金融負債を取引する場合、主に利用すると想定される市場（当該主要市場がないときは最も有利な市場）における取引を想定しております。

金融商品の内容およびリスク

野村のトレーディング業務は、大部分が顧客ニーズに応えるものであります。野村は、証券市場において顧客の特定の金融ニーズと投資家の需要を結びつける手段として多様なデリバティブ取引を活用しております。また野村は、顧客が市場変化に合わせてそのリスク特性を調整することが可能となるよう、有価証券およびさまざまなデリバティブのトレーディングを積極的に行っております。こうした活動を行うにあたり野村は、資本市場商品の在庫を保有するとともに、他のマーケットメーカーへの売買価格の提示および他のマーケットメーカーとのトレーディングにより、市場において流動性を継続的に確保しております。こうした活動は、顧客に有価証券およびその他の資本市場商品を競争力のある価格で提供するために不可欠なものであります。

通常の営業活動の中で野村は、顧客ニーズの充足のため、もしくは野村のトレーディング目的のためまたは金利・為替相場・有価証券の市場価格等の不利な変動により野村に生じる損失発生リスクの低減のため、デリバティブ金融商品の取引を行っております。当該デリバティブ金融商品には、金利支払の交換、通貨の交換、または将来の特定日に特定条件で行う有価証券およびその他金融商品の売買等の契約が含まれております。こうしたデリバティブ金融商品により、野村が保有する金融商品または有価証券ポジションが経済的にヘッジされている場合には、総合的にみた野村の損失リスクは全面的にまたは部分的に軽減されることとなります。

野村は、デリバティブ金融商品の利用から生じる市場リスクを、ポジション制限、監視手続き、多様な金融商品において相殺的なもしくは新たなポジションを保有する等のヘッジ戦略を含むさまざまな管理方針および手続きにより最小限にするよう努めております。こうしたデリバティブ金融商品から生じる取引相手のクレジットリスクを与信審査、リスク上限の設定およびモニタリングによって管理しております。また、債務不履行時のリスクを低減させる目的で、一定のデリバティブ取引について主に現金や国債等の担保を徴求しております。

信用リスクの集中は、トレーディング業務、証券金融取引および引受業務から生じる場合があります。また政治的・経済的な要因の変化によって影響を受けることがあります。野村は、日本国政府、米国政府、欧州連合（以下「EU」）加盟各国政府およびその地方自治体、政府系機関が発行した債券に対して、信用リスクが集中しております。次の表は野村が保有する政府、地方自治体および政府系機関のトレーディング資産の地域別残高内訳を示しております。なお、店頭デリバティブにつきましては、マスター・ネットリング契約に基づき取引相手ごとに相殺し、かつ担保と相殺した後のエクスポージャー純額は、主な取引先業種である金融機関に対して2,237億円であります。

(単位：億円)

| 2019年3月31日 | | | | | |
|------------------|--------|--------|--------|-------|-------------------|
| | 日本 | 米国 | EU | その他 | 合計 ⁽¹⁾ |
| 政府債・地方債および政府系機関債 | 22,020 | 17,228 | 18,972 | 5,794 | 64,014 |

(1) 上記金額のほかに、連結貸借対照表上その他の資産—トレーディング目的以外の負債証券に国債・地方債・政府系機関債が当連結会計年度末3,175億円含まれております。これらの大部分は日本における国債・地方債・政府系機関債で構成されております。

金融商品の公正価値の階層

公正価値で測定されたすべての金融商品（公正価値オプションの適用により公正価値で測定された金融商品を含む）はその測定に使用された基礎データの透明度によって3段階のレベルに分類されます。金融商品は、公正価値算定にあたり有意なデータのうち最も低いレベルによって分類されます。以下のように3段階のレベルに公正価値評価の階層は規定されており、レベル1は最も透明性の高いデータを有し、レベル3は最も透明性の低いデータを有しております。

レベル1

測定日現在の、同一の金融商品の（未調整の）取引価格を反映した観測可能な評価インプット

レベル2

レベル1に含まれる取引価格以外の、直接的に、または、間接的に観測可能な評価インプット

レベル3

野村の仮定や特定のデータを反映する観測不能な評価インプット

〔連結〕

毎期経常的に公正価値評価される金融商品の2019年3月31日現在のレベル別の金額は以下のとおりです。

(単位：億円)

| | 2019年3月31日 | | | 取引相手ごと および 現金担保との 相殺 ⁽¹⁾ | 当期末残高 |
|---|------------|---------|-------|--|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | | |
| 資産： | | | | | |
| トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資 ⁽²⁾ | | | | | |
| 現物取引 | 63,783 | 68,209 | 2,993 | — | 134,985 |
| デリバティブ取引 | 166 | 147,857 | 1,268 | △140,774 | 8,517 |
| 貸付金および受取債権 ⁽³⁾ | — | 5,441 | 1,288 | — | 6,729 |
| 担保付契約 ⁽⁴⁾ | — | 6,150 | 325 | — | 6,475 |
| その他の資産 ⁽²⁾ | 5,535 | 3,333 | 1,667 | — | 10,535 |
| 合計 | 69,484 | 230,990 | 7,541 | △140,774 | 167,241 |
| 負債： | | | | | |
| トレーディング負債 | | | | | |
| 現物取引 | 59,131 | 14,922 | 7 | — | 74,060 |
| デリバティブ取引 | 105 | 143,372 | 1,763 | △137,102 | 8,138 |
| 短期借入 ⁽⁵⁾ | — | 3,321 | 305 | — | 3,626 |
| 支払債務および受入預金 ⁽⁶⁾ | — | 1 | 1 | — | 2 |
| 担保付調達 ⁽⁴⁾ | — | 2,911 | — | — | 2,911 |
| 長期借入 ⁽⁵⁾⁽⁷⁾⁽⁸⁾ | 112 | 30,238 | 5,353 | — | 35,703 |
| その他の負債 ⁽⁹⁾ | 2,762 | 215 | 0 | — | 2,977 |
| 合計 | 62,110 | 194,980 | 7,429 | △137,102 | 127,417 |

- (1) デリバティブ資産および負債の取引相手ごとの相殺額およびデリバティブ取引純額に対する現金担保の相殺額であります。
- (2) 実務上の簡便法として純資産価額を用いて公正価値を測定している投資は公正価値の階層から除いております。当期末において、これらの投資はトレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資に356億円、その他の資産に24億円含まれています。
- (3) 貸付金のうち公正価値オプションを選択したものを含んでおります。
- (4) 担保付契約および担保付調達のうち公正価値オプションを選択したものを含んでおります。
- (5) 公正価値オプションを選択した仕組債等を含んでおります。
- (6) 区分処理されている受入預金の組込デリバティブ部分を含んでいるため、野村にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が受入預金から控除されております。
- (7) 区分処理されている発行済み仕組債の組込デリバティブ部分を含んでいるため、野村にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が借入から控除されております。
- (8) 売却取引ではなく金融取引として会計処理された担保付金融取引によって認識される負債を含んでおり、当該負債について公正価値オプションを選択しております。
- (9) 公正価値オプションを選択した貸付金の貸出コミットメントを含んでおります。

見積公正価値

一部の金融商品はトレーディング目的として保有されず、公正価値オプションが選択されないため、連結貸借対照表上毎期経常的には公正価値評価されておりません。こうした金融商品は一般的に契約上の満期金額、ないしは償却原価で計上されております。

下記に詳述する大部分の金融商品の帳簿価額は、本来短期であり、ごくわずかな信用リスクしか含まないため、公正価値に近似しております。これらの金融商品は連結貸借対照表上、現金および現金同等物、定期預金、取引所預託金およびその他の顧客分別金、顧客に対する受取債権、顧客以外に対する受取債権、売戻条件付買入有価証券ならびに借入有価証券担保金として計上される金融資産と短期借入、顧客に対する支払債務、顧客以外に対する支払債務、受入銀行預金、買戻条件付売却有価証券、貸付有価証券担保金およびその他の担保付借入として計上される金融負債を含んでおります。

本来長期または少なからず信用リスクを含む可能性があるその他の金融商品の公正価値は、帳簿価額と異なることがあります。このような金融資産は連結貸借対照表上、貸付金に計上され、また金融負債は連結貸借対照表上、長期借入に計上されております。このうち、当連結会計年度末において連結貸借対照表計上額と見積公正価値に重要な差額があるものは長期借入です。長期借入については、仕組債を含む一定の金融商品は公正価値オプションの適用に基づき公正価値で計上されております。当該金融商品を除く長期借入は、公正価値ヘッジによるヘッジ対象とならない限り、借入金額もしくは社債の償却原価で計上されております。公正価値オプションを選択しない長期借入の見積公正価値は、利用可能な取引所価格を用いることにより、または将来のキャッシュ・フローを割り引くことにより推計しております。2019年3月31日における長期借入の連結貸借対照表計上額は7兆9,158億円、その公正価値または見積公正価値の金額は7兆9,305億円となっております。

〔連結〕

長期借入の満期年限別金額

2019年3月31日現在の公正価値ヘッジに関連する調整および公正価値評価の対象となっている負債を含む長期借入の満期年限別金額は、以下のとおりであります。

(単位：億円)

| | |
|--------------|--------|
| 2020年3月期 | 8,012 |
| 2021年3月期 | 10,307 |
| 2022年3月期 | 6,307 |
| 2023年3月期 | 6,322 |
| 2024年3月期 | 7,016 |
| 2025年3月期以降 | 40,949 |
| 小計 | 78,913 |
| 譲渡取消による担保付借入 | 245 |
| 合計 | 79,158 |

譲渡取消による担保付借入

譲渡取消による担保付借入は、編纂書860に基づき売却取引ではなく、金融資産により担保され当社に遡及しない資金調達取引として会計処理された金融商品の譲渡に関連する負債からなっております。当該借入は、当社の資金調達を目的としたものではなく、金融資産により担保された金融商品を販売し利益を得るために行うトレーディングに関連したものであります。

[1株当たり情報に関する注記]

17. 1株当たり情報

| | |
|------------------------------|---------|
| 1株当たり株主資本 ⁽¹⁾ | 794.69円 |
| 基本的1株当たり当期純損失 ⁽²⁾ | 29.90円 |

(1) 1株当たり株主資本は、当社株主資本合計を用いて算出しております。

(2) 基本的1株当たり当期純損失は、当社株主に帰属する当期純損失を用いて算出しております。

〔収益認識に関する注記〕

18. 顧客に提供したサービスから得た収益

以下の表は、顧客に対して提供した主要なサービスごとの収益認識基準、仮定や重要な判断についての要約情報を示すもので、それぞれのサービスに含まれる履行義務の性質、それらの履行義務が一時点で充足されるか一定期間で充足されるかを含んでいます。一定期間に履行義務が充足されるものについては、収益認識を行うためのインプット、アウトプット法の説明を行っています。

| サービスの種類 | サービスの概要 | 主要な収益認識基準、仮定および重要な判断 |
|-----------------|-------------------------------------|---|
| 取引執行および清算代行サービス | 顧客の有価証券の委託売買 | 取引執行および清算手数料は、一時点、つまり約定日に認識されます |
| | 顧客の有価証券およびデリバティブの清算代行 | 野村が、投資情報調査やこれに類するサービスを代理人として提供する場合は手数料は、ソフトダラーの金額を差し引いた純額で認識されます |
| 財務アドバイザーサービス | 特定の取引に関連する顧客に対する財務的助言の提供 | 成功報酬は変動対価であり、重要な戻し入れが発生しないと判断された時点、つまり通常は取引が完了した時点で認識されます |
| | 特定の取引以外や全般的企業情報および同種の調査に関する財務的助言の提供 | 着手金やマイルストーン報酬は、関連する期間にわたり認識されるか、関連する履行義務が一時点で充足されるか、または一定期間に従い充足されるかによって、関連する取引が完了するまで、繰り延べられます |
| | M&Aにおけるフェアネスオピニオンの発行 | |
| | 顧客のための複雑な金融商品の組成業務 | 収益が一時点で認識されるか、一定期間に認識されるかの判断は、報酬が（事業買収もしくは売却のように）顧客のための特定の取引または成果に影響を受けるか否か、当該特定の取引の実施前に顧客に提供された便益の性質と程度、および、それらの取引または成果の契約全体に占める重要性に基づいて決定されます 着手金やマイルストーン報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、通常契約期間にわたり、均等に認識されます |
| アセットマネジメント業務 | ファンド、投資信託やその他の投資ビークルの運用 | ファンド、投資信託、その他の事業体のマネジメント業務手数料は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、通常契約期間にわたり、均等に認識されます |
| | 投資助言サービスの提供 | |
| | ファンドの販売 | 成果に基づく報酬は一時点で認識される変動対価であり、履行状況に基づき重要な戻し入れがないと判断された場合に認識されます |
| 引受および売出業務 | カスタディや事務サービスの提供 | 販売報酬は、当該ファンドの投資持分が第三者に販売された時点で認識されます カスタディや事務手数料は時間に応じて均等に認識されます |
| | 負債性、資本性その他の金融商品の引受業務 | 引受や、募集に関する収益は、当該業務の完了時点で認識されます |
| | 売出業務 | 融資の実行が見込まれないコミットメントフィーは、時間の経過に基づきファシリティの期間に応じて均等に認識されます |
| | 顧客向け貸付金のアレンジ業務 | |
| | 顧客向けローンシンジケート業務 | 引受および募集に関するコストは、野村が当事者または代理人として行動しているかどうかによって収益の控除または総額で認識されます |

〔連結〕

一時点で認識される収益に関して、報酬の支払いは、通常、履行義務の充足と同時、または、履行義務を充足して以降の、数日または数か月間内で受領されます。一定期間を通じて認識される収益に関する報酬の支払いは毎月、3か月ごと、もしくは6か月ごとに受領されます。

野村はASU第2014-09号「顧客との契約から生じる収益」を、2018年4月1日から修正遡及法により適用しております。本ASUにより、本人か代理人かのガイダンスが修正された結果、一定の取引執行にかかる収益と関連費用を総額表示から純額表示にすることにより、2019年3月期において委託・投信募集手数料および支払手数料が17,297百万円減少しております。一部のアセットマネジメント販売手数料の認識早期化による適用日における影響は、11. 会計方針の変更に開示しているとおりであり、期中の損益に与える影響は重要ではありません。

その他に、連結計算書類における重要な影響はありません。

[その他注記]

19. その他の追加情報

のれんの減損損失

2019年3月期にホールセール部門に帰属するのれんの減損81,372百万円を認識しています。これは、ホールセール部門における昨今の業績状況および事業環境の変化を踏まえて減損テストを行った結果、ホールセール部門に計上していたのれんが減損したためです。野村のレポートिंग・ユニットは事業別セグメントと同じレベルまたはひとつ下のレベルになります。これにより、2019年3月31日現在のホールセール部門に帰属するのれんの残高はありません。これらの減損損失は2019年3月期連結損益計算書上、金融費用以外の費用—その他に計上しております。なお、公正価値はDCF法により決定されています。

譲渡制限株式ユニット

2019年4月、当社は譲渡制限株式ユニット（以下「RSU」）を当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等に付与することを決議いたしました。付与されるRSUの総数は2,500万個（2,500万株相当）の予定です。RSUとは、付与から1年後から最長7年後に、対象者に対し当社の普通株式等を交付するというものです。

野村は、上記のRSU以外にも、当社の株価等と連動させた報酬制度を採用しております。本制度の対象となる使用人等は、その支給を得るために将来の一定期間当社の使用人等として業務に従事するなどの必要があり、一定事由による退職等があった場合、受給資格を失います。翌連結会計年度についても、当社は、当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等に対し、当社の株価等に連動した報酬の付与を行う予定です。当社は将来の支給時期直前の一定期間の当社株価等に連動する金額の現金またはこれに相当する額の資産等を支給します。

② 計算書類の個別注記表

個別注記表

当社の計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に準拠して作成しております。
記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

〔重要な会計方針〕

1. 有価証券の評価基準および評価方法

(1) その他有価証券

ア 時価のある有価証券

時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法により算定）ないし償却原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。

イ 時価のない有価証券

移動平均法による原価法ないし償却原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

2. デリバティブの評価基準および評価方法

時価法によっております。

3. 運用目的の金銭の信託の評価基準および評価方法

時価法によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産および投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウェアの耐用年数については、社内における利用可能期間としております。

〔単体〕

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法による支払見込額を計上しております。

(3) 関係会社事業損失引当金

関係会社に対する将来の損失に備えるため、損失見積もり額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利変動リスクおよび為替変動リスクのヘッジにつきましては、繰延ヘッジによっております。株価変動リスクのヘッジにつきましては、時価ヘッジによっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当社の社債および借入金にかかる金利変動リスクをヘッジするため、金利スワップ取引を行っております。また、為替予約や長期外貨建社債等の外貨建債務により、外貨建の子会社株式等にかかる為替変動リスクをヘッジしております。さらに一部のその他の有価証券の株価変動リスクをヘッジするため、トータルリターンスワップを行っております。

(3) ヘッジ方針

社債および借入金にかかる金利変動リスクは、原則として発行額面または借入元本について全額、満期日までの期間にわたりヘッジしております。また、外貨建子会社株式にかかる為替変動リスクは、原則として為替予約や長期外貨建社債等の外貨建債務によりヘッジしております。その他有価証券の株価変動リスクは、トータルリターンスワップによりヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利変動リスクおよび為替変動リスクのヘッジにつきましては、該当するリスク減殺効果を対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を検証しております。株価変動リスクのヘッジにつきましては、ヘッジ対象の時価変動等とヘッジ手段の時価変動等を定期的に比較する方法により、ヘッジの有効性を検証しております。

9. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

10. 連結納税制度を適用しております。

11. 会計方針の変更

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）を当事業年度より早期適用しております。同会計基準の適用については、第87項に定める経過的な取り扱いに従っており、当事業年度の期首残高から新たな会計方針を適用しております。当該適用による計算書類への影響はありません。

〔表示方法の変更に関する注記〕

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

〔単体〕

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

| | |
|--------|--------------|
| 短期金銭債権 | 3,547,214百万円 |
| 短期金銭債務 | 1,628,466百万円 |
| 長期金銭債権 | 592,525百万円 |
| 長期金銭債務 | 一百万円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 52,747百万円

3. 差入有価証券等

消費貸借契約に基づく貸付有価証券取引により、関係会社株式等28,585百万円の差入れを行っております。

4. 社債中の劣後特約付社債 318,200百万円

5. 保証債務の残高⁽¹⁾

| | | |
|------------------------------------|------------|-----------------------------|
| ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V. | 借入・社債・レボ取引 | 2,007,940百万円 ⁽²⁾ |
| ノムラ・インターナショナル・ ファンディングPte. Ltd. | 借入・社債・レボ取引 | 884,917百万円 |
| ノムラ・インターナショナルPLC | デリバティブ | 311,693百万円 ⁽²⁾ |
| ノムラ・インターナショナルPLC | 借入・社債・レボ取引 | 287,820百万円 |
| ノムラ・バンク・インターナショナルPLC | 借入・社債・レボ取引 | 187,336百万円 |
| ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・ プロダクツInc. | デリバティブ | 156,854百万円 ⁽²⁾ |
| その他 | | 29,137百万円 |

(1) 日本公認会計士協会監査・保証実務委員会実務指針第61号に従い、実質的に債務保証義務を負っていると認められるものについては、債務保証に準ずるものとして注記の対象に含めております。

(2) 野村證券株式会社と連帯して保証する債務を含んでおります。

〔損益計算書に関する注記〕

1. 関係会社との取引高

| | |
|------------|------------|
| 営業収益 | 320,496百万円 |
| 営業費用 | 78,061百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 455百万円 |

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度期末 |
|---------|---------------|----|-------------|---------------|
| 普通株式（株） | 3,643,562,601 | — | 150,000,000 | 3,493,562,601 |

2. 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度期末 |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 普通株式（株） | 250,285,115 | 100,020,867 | 167,894,180 | 182,411,802 |

（変動事由の概要）

増加の内訳は、次のとおりであります。

| | |
|--------------------|--------------|
| 市場買付にともなう増加 | 100,000,000株 |
| 単元未満株式の買取請求にともなう増加 | 20,867株 |

減少の内訳は、次のとおりであります。

| | |
|-------------------|--------------|
| 自己株式の消却にともなう減少 | 150,000,000株 |
| 新株予約権の権利行使にともなう減少 | 17,894,000株 |
| 単元未満株式の買増しにともなう減少 | 180株 |

〔単体〕

3. 新株予約権に関する事項⁽¹⁾

| 名称 | 新株予約権の割当日 | 目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数 | 名称 | 新株予約権の割当日 | 目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数 |
|------|------------|------------|-----------------|------|------------|------------|-----------------|
| 第45回 | 2012.6.5 | 普通株式 | 217,100株 | 第60回 | 2014.6.5 | 普通株式 | 594,200株 |
| 第46回 | 2012.6.5 | 普通株式 | 708,800株 | 第61回 | 2014.6.5 | 普通株式 | 2,159,600株 |
| 第47回 | 2012.6.5 | 普通株式 | 586,900株 | 第62回 | 2014.11.18 | 普通株式 | 2,675,700株 |
| 第48回 | 2012.6.5 | 普通株式 | 845,800株 | 第63回 | 2015.6.5 | 普通株式 | 889,700株 |
| 第49回 | 2012.6.5 | 普通株式 | 84,600株 | 第64回 | 2015.6.5 | 普通株式 | 1,534,100株 |
| 第50回 | 2012.6.5 | 普通株式 | 116,200株 | 第65回 | 2015.6.5 | 普通株式 | 2,496,200株 |
| 第51回 | 2012.11.13 | 普通株式 | 996,500株 | 第68回 | 2015.11.18 | 普通株式 | 2,568,800株 |
| 第52回 | 2013.6.5 | 普通株式 | 140,500株 | 第69回 | 2016.6.7 | 普通株式 | 1,524,600株 |
| 第53回 | 2013.6.5 | 普通株式 | 563,400株 | 第70回 | 2016.6.7 | 普通株式 | 2,601,700株 |
| 第54回 | 2013.6.5 | 普通株式 | 726,800株 | 第72回 | 2016.6.7 | 普通株式 | 481,700株 |
| 第55回 | 2013.11.19 | 普通株式 | 2,681,200株 | 第73回 | 2016.6.7 | 普通株式 | 105,400株 |
| 第56回 | 2014.6.5 | 普通株式 | 745,500株 | 第74回 | 2016.11.11 | 普通株式 | 2,536,400株 |
| 第57回 | 2014.6.5 | 普通株式 | 1,026,600株 | 第75回 | 2017.6.9 | 普通株式 | 2,089,800株 |
| 第58回 | 2014.6.5 | 普通株式 | 1,723,200株 | 第82回 | 2017.6.9 | 普通株式 | 453,800株 |
| 第59回 | 2014.6.5 | 普通株式 | 433,600株 | 第83回 | 2017.6.9 | 普通株式 | 63,900株 |

(1) 権利行使期間の初日が到来していないものは除いております。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---------------------|-------|-----------------|------------------|------------|------------|
| 2018年4月26日 取締役会 | 普通株式 | 37,326 | 11.00 | 2018年3月31日 | 2018年6月1日 |
| 2018年10月31日 取締役会 | 普通株式 | 10,148 | 3.00 | 2018年9月30日 | 2018年12月3日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-----------------|------------------|------------|-----------|
| 2019年4月25日 取締役会 | 普通株式 | 9,933 | 3.00 | 2019年3月31日 | 2019年6月3日 |

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産および負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

| | |
|--------------|-------------|
| 有価証券等評価損 | 109,984百万円 |
| 地方税繰越欠損金 | 26,655百万円 |
| 関係会社事業損失引当金 | 10,105百万円 |
| 繰延ヘッジ損益 | 3,453百万円 |
| 固定資産評価減 | 4,152百万円 |
| ストック・オプション | 1,546百万円 |
| その他 | 2,401百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 158,297百万円 |
| 評価性引当額 | △122,412百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 35,885百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △17,182百万円 |
| 繰延ヘッジ損益 | △4,020百万円 |
| その他 | △806百万円 |
| 繰延税金負債合計 | △22,008百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 13,877百万円 |

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

貸借対照表上に計上した固定資産のほか、自動車、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

〔単体〕

〔関連当事者との取引に関する注記〕

子会社および関連会社

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) | 摘要 |
|----------|--------------------------------|---------------------|---|----------------------------|---------------|---------------|---------------|------|
| 子会社 | 野村証券株式会社 | (所有) 直接 100% | 諸設備の提供 資金の貸付 役員の兼任 | 情報処理システム 利用料の受取 | 93,220 | 未収収益 | 16,719 | (注1) |
| | | | | 資金の貸付 | 472,834 | 短期貸付金 | 258,500 | (注2) |
| | | | | 利息の受取 | 8,191 | 未収収益 | 1,736 | (注3) |
| | | | | 劣後特約付コミットメントラインの設定 | 700,000 | 関係会社 長期貸付金 | 250,000 | (注4) |
| | | | | 資金の貸付 | 263,462 | — | — | |
| | | | | コミットメントライン設定料の受入 | 747 | — | — | |
| 子会社 | ノムラ・インターナショナルPLC | (所有) 間接 100% | 債務保証 役員の兼任 | 資金の借入 | 9,231 | 短期借入金 | — | (注5) |
| | | | | 利息の支払 | 16 | 未払費用 | — | |
| | | | | 資金の貸付 | 1,818 | 短期貸付金 | — | (注2) |
| | | | | 利息の受取 | 51 | 未収収益 | — | |
| 子会社 | ノムラ・インターナショナル・ファンディングPte. Ltd. | (所有) 直接 100% | 債務保証 | 債務保証 | 599,535 | — | — | (注6) |
| | | | | 保証料の受入 | 483 | 未収収益 | 462 | |
| | | | | 債務保証 | 884,917 | — | — | (注6) |
| 子会社 | ノムラ・ホールディング・アメリカInc. | (所有) 直接 100% | 資金の貸付 役員の兼任 | 保証料の受入 | 318 | 未収収益 | 316 | (注6) |
| | | | | 資金の貸付 | 1,275,517 | 短期貸付金 | 1,382,000 | (注2) |
| 子会社 | ノムラ・ホールディング・アメリカInc. | (所有) 直接 100% | 資金の貸付 | 利息の受取 | 13,304 | 未収収益 | 892 | (注2) |
| | | | | 資金の貸付 | 814,600 | 短期貸付金 | 925,000 | (注2) |
| 子会社 | ノムラ・コーポレート・ファンディング・アメリカLLC | (所有) 間接 100% | 資金の貸付 | 利息の受取 | 8,242 | 未収収益 | 764 | (注2) |
| | | | | 債務保証 | 187,336 | — | — | (注6) |
| 子会社 | ノムラ・バンク・インターナショナルPLC | (所有) 間接 100% | 債務保証 | 保証料の受入 | 71 | 未収収益 | 71 | (注6) |
| | | | | 資金の貸付 | 157,707 | 短期貸付金 | 149,149 | (注2) |
| 子会社 | NHIアクイジション・ホールディングInc. | (所有) 直接 100% | 資金の貸付 | 利息の受取 | 4,846 | 未収収益 | 309 | (注2) |
| | | | | 諸設備の利用や メンテナンス 資金の貸付 | 72,462 | 関係会社 長期貸付金 | 69,000 | (注2) |
| 子会社 | 野村ファシリティーズ株式会社 | (所有) 直接 100% | 資金の貸付 | 利息の受取 | 483 | 未収収益 | 4 | (注2) |
| | | | | 資金の借入 | 1,339,000 | 短期借入金 | 1,509,600 | (注5) |
| 子会社 | ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V. | (所有) 直接 100% | 資金の借入 債務保証 | 利息の支払 | 8,719 | 未払費用 | 1,048 | (注5) |
| | | | | 債務保証 | 2,007,940 | — | — | (注6) |
| 子会社 | ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc. | (所有) 間接 100% | 債務保証 | 保証料の受入 | 809 | 未収収益 | 797 | (注6) |
| | | | | 債務保証 | 156,854 | — | — | (注6) |
| 子会社 | 野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社 | (所有) 直接 100% | 資金の貸付 役員の兼任 | 保証料の受入 | 210 | 未収収益 | 199 | (注6) |
| | | | | 資金の貸付 | 670,967 | 短期貸付金 | 639,200 | (注2) |
| 子会社 | 野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社 | (所有) 直接 100% | 資金の貸付 役員の兼任 | 利息の受取 | 13,613 | 未収収益 | 1,422 | (注3) |
| | | | | 劣後特約付コミットメントラインの設定 | 320,000 | 関係会社 長期貸付金 | 247,794 | (注4) |
| 子会社 | 野村アジアパシフィック・ホールディングス株式会社 | (所有) 直接 100% | 資金の貸付 役員の兼任 | 資金の貸付 | 247,614 | — | — | (注4) |
| | | | | コミットメントライン設定料の受入 | 179 | — | — | |
| 子会社 | 野村アジアパシフィック・ホールディングス株式会社 | (所有) 直接 100% | 資金の貸付 役員の兼任 | 資金の貸付 | 68,203 | 短期貸付金 | 78,028 | (注2) |
| | | | | 利息の受取 | 773 | 未収収益 | 56 | (注2) |
| 関連 会社 | 株式会社野村総合研究所 | 直接 29.6% 間接 9.7% | システムソリューション サービス コンサルティング・ナレ ッジサービスの購入 | 情報処理システム利用料等の支払 | 29,868 | — | — | (注7) |
| | | | | ソフトウェア等の購入 | 10,194 | 未払金 | 2,945 | (注7) |

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 情報処理システム利用料につきましては、当社の原価を基準として合理的に決定しております。
2. 資金の貸付につきましては、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。取引金額には、月末平均残高を記載しております。なお、担保は受け入れておりません。
3. 取引金額および期末残高から注4.の劣後特約付コミットメントラインの設定にかかる取引を除いております。
4. 劣後特約付コミットメントラインの設定における取引金額は融資限度額であります。

5. 資金の借入につきましては、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。取引金額には、月末平均残高を記載しております。なお、担保は差し入れておりません。
6. 債務保証の内容につきましては、「貸借対照表に関する注記」5.保証債務の残高に記載しております。また、それぞれの取引における保証料率は一般の市場実勢を勘案し合理的に決定しております。
7. 情報処理システム利用料やソフトウェアにつきましては、コンピュータの運営維持にかかる費用やシステム開発にかかる原価、譲渡時の償却後簿価等を勘案し、取引ごとに決定しております。
8. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等は含まれております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

| | |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額 | 760円13銭 |
| 1株当たり当期純損失 | 3円71銭 |

〔収益認識に関する注記〕

当社の顧客との契約から生じた主たる収益は以下のとおりです。

野村ブランドの使用の対価として受領する報酬は、契約期間に準じた時の経過に応じて商標利用料収入として収益認識しております。

業務委託サービス提供の対価として受領する報酬は、契約期間に準じた時の経過に応じてその他の売上高として収益認識しております。

〔重要な後発事象に関する注記〕

(譲渡制限株式ユニットの付与)

2019年4月、当社は譲渡制限株式ユニット（以下「RSU」）を当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等に付与することを決議いたしました。付与されるRSUの総数は約2,500万個（2,500万株相当）の予定です。RSUとは、付与から1年後から最長7年後に、対象者に対し当社の普通株式等を交付するというものです。